

須崎市人権施策総合計画



須 崎 市

令和7年3月改定

は じ め に

人権とは、一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利であり、人が個人として尊重され、安全で安心して安定した生活を送るために欠くことのできないものです。

須崎市では、平成 6 年 9 月に「人権擁護都市」宣言を採択し、平成 10 年 12 月に制定された「須崎市人権尊重の社会づくり条例」に基づき、「人権施策総合計画」を策定して、市民に身近な 11 の人権課題（同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV 感染者等）を掲げ、その解決に向けて、人権教育や人権啓発に取り組んできました。

さて、世界は今、大きな試練の時を迎えています。ロシアによるウクライナ侵攻は、地域紛争にとどまらず、国際秩序や平和の根幹を揺るがし、大国間の対立構造が一層鮮明になるなか、第二次世界大戦以降築かれてきた平和と協調の基盤が危機にさらされているかのようです。このような状況の中、私たちは改めて「人権」の意義について深く考える必要があるのではないのでしょうか。

戦争や武力衝突は、最も弱い立場にある人々に深刻な影響を及ぼします。民の命が奪われ、家族が引き裂かれ、故郷を失う現実が広がっています。加えて、難民や移民の増加、経済的不安定、差別やヘイトスピーチの増加といった人権侵害が世界各地で深刻化しています。このような時代だからこそ、人権の普遍的価値を守り、すべての人が尊厳を持って生きられる社会を築く努力が不可欠です。

多くの不安を抱える現代において、正しい知識と情報をもとに行動し、さらなる人権感覚を磨き、人権が尊重されるための活動・取組を推進していく事が、今、私たちに求められています。

須崎市民憲章に謳われている

「ゆめときぼうのあふれるまち すさき」

「こころとこころをむすびあうまち すさき」

という未来像を胸に刻みながら、人権文化という“希望の種”を市内全域に広げ、共に育てていきましょう。

最後に、本計画の策定にご尽力いただきました須崎市人権尊重の社会づくり協議会の皆さまに、心から感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

須崎市長 楠 瀬 耕 作

「須崎市人権施策総合計画」

目 次

第1章 人権施策総合計画の趣旨	- 1 -
1 国際的な動向	- 1 -
2 国内の動向	- 1 -
3 県の動向	- 3 -
4 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性	- 3 -
5 計画改定の趣旨	- 3 -
6 基本理念	- 4 -
(1) 総合計画の基本理念	- 4 -
(2) 総合計画の性格	- 5 -
第2章 人権教育・啓発	- 6 -
1 人権教育	- 8 -
(1) 就学前教育・学校教育	- 8 -
(2) 社会教育	- 10 -
2 人権啓発	- 11 -
(1) 企業等への啓発	- 11 -
(2) 市民への啓発	- 12 -
(3) 人権に関わりの深い職業に従事する職員の研修等	- 13 -
第3章 相談・支援体制の充実	- 14 -
(1) 相談機関の充実・周知	- 16 -
(2) 相談機関の連携強化	- 16 -
(3) 相談員の能力の向上・人材育成	- 17 -
(4) 専門機関による保護・支援の充実	- 17 -
(5) 人権侵害事象への対応	- 17 -
第4章 身近な人権課題ごとの推進方針	- 18 -
1 同和問題	- 18 -
(1) 現状と課題	- 18 -
(2) 推進方針	- 20 -
(3) 今後の取組	- 20 -
2 女性	- 22 -

(1) 現状と課題.....	- 22 -
(2) 推進方針.....	- 24 -
(3) 今後の取組.....	- 24 -
3 子ども.....	- 26 -
(1) 現状と課題.....	- 27 -
(2) 推進方針.....	- 28 -
(3) 今後の取組.....	- 28 -
4 高齢者.....	- 31 -
(1) 現状と課題.....	- 31 -
(2) 推進方針.....	- 33 -
(3) 今後の取組.....	- 33 -
5 障害者.....	- 36 -
(1) 現状と課題.....	- 37 -
(2) 推進方針.....	- 38 -
(3) 今後の取組.....	- 39 -
6 感染症患者等.....	- 42 -
I エイズ患者・H I V感染者等.....	- 42 -
(1) 現状と課題.....	- 43 -
(2) 推進方針.....	- 44 -
(3) 今後の取組.....	- 44 -
II ハンセン病元患者等.....	- 45 -
(1) 現状と課題.....	- 45 -
(2) 推進方針.....	- 46 -
(3) 今後の取組.....	- 47 -
7 外国人.....	- 48 -
(1) 現状と課題.....	- 48 -
(2) 推進方針.....	- 49 -
(3) 今後の取組.....	- 49 -
8 犯罪被害者等.....	- 51 -
(1) 現状と課題.....	- 51 -
(2) 推進方針.....	- 53 -
(3) 今後の取組.....	- 53 -
9 インターネットによる人権侵害.....	- 55 -
(1) 現状と課題.....	- 55 -
(2) 推進方針.....	- 58 -
(3) 今後の取組.....	- 58 -
10 災害と人権.....	- 60 -
(1) 現状と課題.....	- 61 -
(2) 推進方針.....	- 62 -
(3) 今後の取組.....	- 62 -

1 1 性的指向・性自認	- 64 -
(1) 現状と課題	- 65 -
(2) 推進方針	- 66 -
(3) 今後の取組	- 66 -
1 2 様々な人権課題	- 68 -
(1) アイヌの人々	- 68 -
(2) 刑を終えて出所した人	- 68 -
(3) 北朝鮮当局による拉致問題等	- 69 -
(4) ホームレス	- 69 -
(5) 人身取引	- 69 -
(6) 職場におけるハラスメント	- 70 -
(7) 他の人権課題	- 70 -

第5章 推進体制 - 71 -

1 推進体制等の整備	- 71 -
(1) 須崎市の推進体制	- 71 -
(2) 市の責務と県及び関係機関との連携	- 71 -
(3) 市民、企業等との連携・協働	- 71 -
2 人権施策の点検と見直し	- 72 -
(1) 人権に関する実態の報告と公表	- 72 -
(2) 人権施策の取組の点検	- 72 -
(3) 「人権に関する市民意識調査」の実施	- 72 -
(4) 総合計画の見直し	- 72 -

第1章 人権施策総合計画の趣旨

1 国際的な動向

第3回国際連合（以下、国連）総会（1948（昭和23）年12月10日）で採択された世界人権宣言の第1条には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれています。

国連では、この世界人権宣言の実効性を高めるため、人種差別撤廃条約や国際人権規約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約といった数多くの条約や規約を採択するなど、社会の最も基本的なルールである人権を確立し、全ての人々の人権が当然のこととして守り生かされる社会を創造するための取組が行われてきました。

また、1994（平成6）年には、人権問題を総合的に調整する役割を担う「国連人権高等弁務官」が創設されたほか、同年12月の第49回国連総会では、1995（平成7）年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、国連事務総長より「行動計画」が報告されました。

2004（平成16）年12月の第59回国連総会においては、「人権教育のための国連10年」の終了を受け、全世界的規模で人権教育を更に発展させるために、2005（平成17）年1月1日から開始される「人権教育のための世界計画」を宣言する決議が採択されました。

その後、国連人権理事会において、同年7月に、初等中等教育に焦点を当てた「第1フェーズ行動計画」（2005（平成17）年～2007（平成19）年）が採択され、2010（平成22）年10月には、高等教育における人権教育及び教育者、公務員、法執行者、軍隊への人権研修に焦点を当てた「第2フェーズ行動計画」（2010（平成22）年～2014（平成26）年）が、2014（平成26）年9月には、これまでのフェーズの実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進するための「第3フェーズ行動計画」（2015（平成27）年～2019（平成31）年）が採択されました。また、令和元（2019）年9月には、青少年のための人権教育がテーマの「第4フェーズ行動計画」（2020（令和2）年～2024（令和6）年）が採択されました。

2011（平成23）年に、国連人権理事会が企業活動における人権尊重の指針となる「ビジネスと人権に関する指導原則」¹を採択し、2015（平成27）年9月には、国連総会が、2030年までの国際目標であり、すべての人々の人権が尊重される世界などを目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択しました。我が国においても、「継続可能な開発目標実施指針」を制定し、具体的な取組を進めています。

2 国内の動向

国においては、国連で採択された国際人権規約をはじめ、人権に関する条約を締結するなど、国際社会の一員としての取組が進められてきました。

人権尊重の国際的な潮流を受けて、1996（平成8）年に、「人権擁護施策推進法」が制定されるなど、人権に関する国内法の整備などが行われる一方、1997（平成9）年7月には、憲法で定める基本的人権の尊重の原則や「人権教育のための国連10年」などの趣旨に基づき、我が国において人権という普遍的文化を構築するため、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供を積極的に行うことを目的

¹ 「ビジネスと人権に関する指導原則」：「国家の人権保護の義務」「企業の人権尊重の責任」「救済へのアクセス」の3本柱で構成されており、企業には「人権方針の策定」「人権デューディリジェンス（取引先の人権侵害を把握して対処）」「救済メカニズムの構築」を求めています。

とする「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。

なお、「人権擁護施策推進法」に基づき設置された「人権擁護推進審議会」では、人権教育・啓発についての施策や人権救済制度の在り方について審議が行われ、2000（平成12）年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務が明記されました。

2002（平成14）年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

また、2016（平成28）年には、4月に障害を理由とする差別の禁止や行政機関や事業者障害者への合理的配慮を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）²が、6月に日本以外の国や地域の出身であることを理由に不当な差別的言動が行われることは許されないとして、その解消に向けた取組を国と地方公共団体に求める「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）³が、12月には、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題として、その解消に向けた取組を国と地方公共団体に求める「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）⁴が相次いで施行されました。

さらに、2019（令和元）年5月に、アイヌの人々に対する差別の禁止等を定めた「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」⁵が施行、2020（令和2）年10月には、「ビジネスと人権に関する行動計画（2020～2025）」⁶が策定され、国連が採択した「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえて、政府や企業等の人権尊重の仕組みを整備していくことが明記されました。

2021（令和3）年2月には、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するため、「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることがないように、国と地方公共団体は啓発活動などを行っていくことが規定され、2023（令和5）年6月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」⁷が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないことなどが明記されました。

-
- ² 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）：2013（平成25）年6月公布・2016（平成28）年4月施行。この法律は、2011（平成23）年に改正された「障害者基本法」第4条に基本原則として規定された「差別の禁止」に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として定められています。なお、この法律では、政府は差別解消の推進に関する基本方針を制定すること、国・地方公共団体等は、当該機関における取組に関する要領を策定すること（地方の策定は努力義務）、事業者は、事業分野別の指針（ガイドライン）を策定することなどが示されています。
- ³ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）：2016（平成28）年6月公布、施行。この法律は、「国民は、本邦外出身者に対する差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」を基本理念として、国と地方公共団体に、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動の実施について必要な取組を行うよう規定しています。
- ⁴ 「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）：2016（平成28）年12月公布・施行。この法律は、現在もなお、部落差別は存在するとともに、情報化の進展にともなって、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、国と地方公共団体に相談体制の充実、必要な教育・啓発を行うよう、また、国に対して、部落差別の実態に係る調査を行うよう規定しています。
- ⁵ 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」：2019（令和元）年5月公布・施行。この法律は、アイヌの人々が先住民族であるとの認識のもと、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等を総合的かつ継続的に実施するための支援措置を規定しています。
- ⁶ 「ビジネスと人権に関する行動計画（2020～2025）」：政府や企業等の「ビジネスと人権」の理解促進と意識向上や、企業の国内外のサプライチェーン（原料調達先、製造・物流会社、販売会社）における人権デューデリジェンス（取引先の人権侵害を把握して対処）の導入などが示されています。
- ⁷ 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」：令和5（2023）年6月公布、施行。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進施策の推進に向けて、基本理念を定め、国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、政府の基本計画の策定などにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

3 県の動向

県では、現実の社会には、同和問題や女性の地位向上、子どものいじめの問題、高齢者や障害のある人の社会参加など、解決していかなければならない多くの課題が残されていることから、こうした現状を踏まえ、1998（平成10）年4月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」が施行されました。

この条例は、県内に暮らす全ての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会を築いていくことを目的としています。そのため、県や市町村が人権に関する施策を積極的に推進することはもとより、企業や県民がそれぞれの立場で自主的な取組を進めることが重要と考え、1998（平成10）年7月に「人権教育のための国連10年」高知県行動計画が策定されました。

また、「高知県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、あらゆる人権に関する問題の解決に向けて、全ての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取組を一層促進させるために、2000（平成12）年3月に「高知県人権施策基本方針」が策定され、2023（令和6）年3月の第3次改定版では、取組の追加や見直し、新たな達成目標の設定などを行い、さらに充実した施策の推進を図っています。

さらに、2021（令和3）年7月には、「高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例」を制定し、新型コロナウイルス感染症に罹患していることなどを理由とした差別や誹謗中傷等の行為を禁止するほか、障害を理由とする差別の解消に向けて、「障害のある人もない人もともに安心して暮らせる高知県づくり条例」が制定されました。

4 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた国際社会共通の目標です。「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、17のゴールとそれらを達成するための169のターゲットを定め、包摂的な社会の実現をめざし「経済・社会・環境」をめぐる幅広い課題に取り組むこととしています。

SDGsがめざす姿は、本計画で掲げる 基本理念「人権尊重の社会づくり」とも重なっており、本計画に基づく取組の推進により、SDGsの達成にも寄与します。

5 計画改定の趣旨

須崎市では、1994（平成6）年に採択された「人権擁護都市宣言」をより具体的、実効性のあるものにするため、1998（平成10）年に「須崎市人権尊重の社会づくり条例」⁸を制定しました。

この条例は、須崎市の市民一人ひとりが生き生きと充実した生活を送ることができる、明るい平和な社会づくりのために、須崎市や市民の責務を明らかにするとともに、あらゆる差別をなくし、人権という普遍的な文化の創造をめざすための施策の方向性を定めたものです。

そして、1999（平成11）年には、この条例を具体化するために、身のまわりに存在する人権問題に

⁸ 「須崎市人権尊重の社会づくり条例」：1998（平成10）年12月25日公布・施行。2019（令和元）年12月条例の一部を改正。この条例は第1条で、「日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）等の差別の解消を目的とする法令の趣旨にのっとり、基本的人権が尊重される社会づくりのため、市及び市民の果たすべき責務を明らかにするとともに、あらゆる差別をなくし、人権という普遍的な文化の創造を目指すための施策の方針に関する必要な事項を定めることにより、平和で明るい生きがいのある社会の実現に寄与することを目的とする。」と定めています。

目を向け、その問題の現状や課題を明らかにしていくなかで、人権が尊重される社会づくりを推進するために必要な須崎市の取組内容や、企業や市民に期待する取組等を基本とした「須崎市人権施策総合計画」⁹を制定し、学校や地域社会、関係機関・団体等の連携のもと、様々な人権施策を推進しながらその歩みを続け、人権課題の解決に向けた取組は一定の成果を上げてきました。

しかしながら、2024（令和6）年度に須崎市が実施した「人権に関する市民意識調査」では、同和問題をはじめ、障害者、感染症患者等、外国人などの人権課題に、いまだに多くの差別や偏見が存在しているなど、様々な課題が浮き彫りとなりました。

また、本計画改定から4年以上を経過し、この間の社会情勢の変化や人権に関する新たな法整備等に対して、時代に適合した人権施策の推進が必要となっています。

こうした現状を鑑み、人権尊重社会の実現に向け、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、さらなる人権施策を推進していくため、須崎市の将来を見据えた「須崎市人権施策総合計画改定版」を策定することとしました。

6 基本理念

（１） 総合計画の基本理念

21世紀は人権の世紀と言われ、「平和」「環境」とともに、21世紀のキーワードになっています。

しかし、今日においても、生命・身体の安全に係る事象や不当な差別等による様々な人権侵害がなお存在しており、社会のなかで人権が守られていない状況が見られます。

人権侵害によって人の命が奪われ、人権が尊重されない社会であってはなりません。

そのためにも、全ての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現していくために、自分や他者の生命が守られ、市民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図っていくことが不可欠です。

「人権」とは、「一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利」であり、「人が個人として尊重され、安全で安心して安定した生活を送るために欠くことのできないもの」です。

この総合計画は、様々な人権のなかから、市民に関わりが深く、身近な人権課題である「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「感染症患者等」「外国人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」「性的指向・性自認」の現状や課題を明らかにするとともに、人権課題ごとに推進方針を定めたうえで、学校教育や社会教育をはじめあらゆる機会を通じて行う具体的な人権教育・啓発の取組について示しています。

「人権尊重の社会づくり」を実現するために、人権に関わりの深い職業に従事する職員はもとより、須崎市で暮らす市民一人ひとりが人権について正しい理解と認識を深め、人権意識を身につけ、常に相手の立場に立った行動ができる豊かな人間性と、人権という普遍的文化の創造をめざすことを基本理念とします。

全ての市民が人権に関する正しい理解と認識を深め、「人権尊重の社会づくり」をしていくために

⁹ 「須崎市人権施策総合計画」：1999（平成11）年12月策定。この計画では、「須崎市人権尊重の社会づくり条例」に例示している「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「外国人」、「HIV感染者等」の7つの人権問題に目を向け、分野ごとの現状や課題を明らかにするとともに、学校教育や社会教育をはじめあらゆる機会をとらえ人権教育、啓発を実施することが目的として定められています。

は、人権の意義やその重要性が知識として身に付くよう教育・啓発活動を行うことはもちろん、日常生活のなかで人権への配慮が態度や行動に現れるよう、学校、家庭、地域社会、職場など、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進します。

また、須崎市の行う全ての業務は、市民一人ひとりの生活に関連し、様々な人権と深くかかわっています。そのため、職員自身が人権尊重の意識を醸成する教育や啓発の推進、人権問題に関する相談・支援などの取組が求められており、こうした人権施策を効果的に実施するためには、関係機関との連携が必要となります。

以上のことから、次の3つの方向性に留意しながら人権教育・啓発事業を総合的に展開します。

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

II 人権に関わりの深い職業従事者への人権教育・啓発の推進

III 相談・支援体制の充実

(2) 総合計画の性格

この総合計画では、「須崎市人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権施策の総合的な推進を図るため、人権尊重の基本理念、人権尊重の意識の醸成及び高揚に関すること、人権に関する分野ごとの施策などを定めるほか、男女共同参画社会基本法 第14条第3項の規定による「市町村男女共同参画計画」、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 第8条第3項の規定による「市町村基本計画」及び、女性活躍推進法 第6条第2項の規定による「市町村推進計画」を統合して定めるものです。

なお、この計画は、人権施策の推進に当たって、次の性格を持っています。

- (ア) 須崎市が進める人権施策の基本的な考え方を示すものです。
- (イ) 人権教育及び人権啓発の推進の方向を示すものです。
- (ウ) 須崎市の分野別方針や計画等と密接に関連を持ったものです。
- (エ) 個別の人権課題の施策について、推進方針と取組を示すものです。
- (オ) 人権が尊重される明るい社会の実現に向けて、市民や企業等に連携・協働を求めていくものです。

第2章 人権教育・啓発

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条では、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と規定されています。

また、同法第3条では、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるように行わなければならない」としています。

2024（令和6）年度に須崎市が実施した「人権に関する市民意識調査」では、人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思うか尋ねたところ、「学校や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」（58.9%）、「行政が人権尊重の視点に立って、市民の人権意識の高揚に向けた啓発活動や様々な施策を積極的に行う」（30.7%）の順に高くなっています。（図 1）

また、あなた自身が、差別心や偏見を持っていると思う人権課題は何かと尋ねたところ、上位3位は「同和問題」（25.6%）、「障害者」（17.5%）、エイズ患者・HIV感染者等（11.5%）の順となっています。（図 2）

全ての市民が人権に関する正しい理解と認識を深め、「人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり」をしていくために、人権の意義やその重要性が知識として身に付くよう、教育・啓発活動に取り組むとともに、日常生活のなかで人権への配慮が態度や行動に現れるよう、関係機関とも連携しながら、学校、家庭、地域社会、職場など、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進します。

図 1 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思いますか【3つまで】

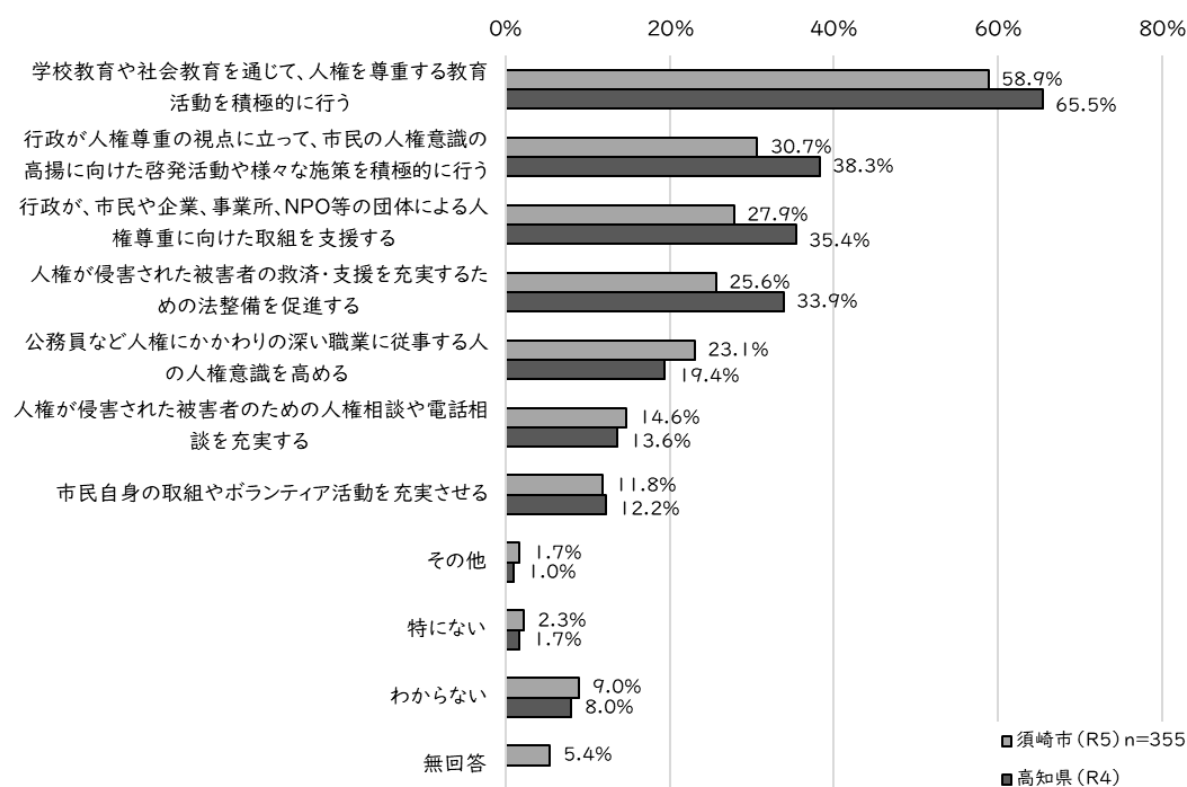
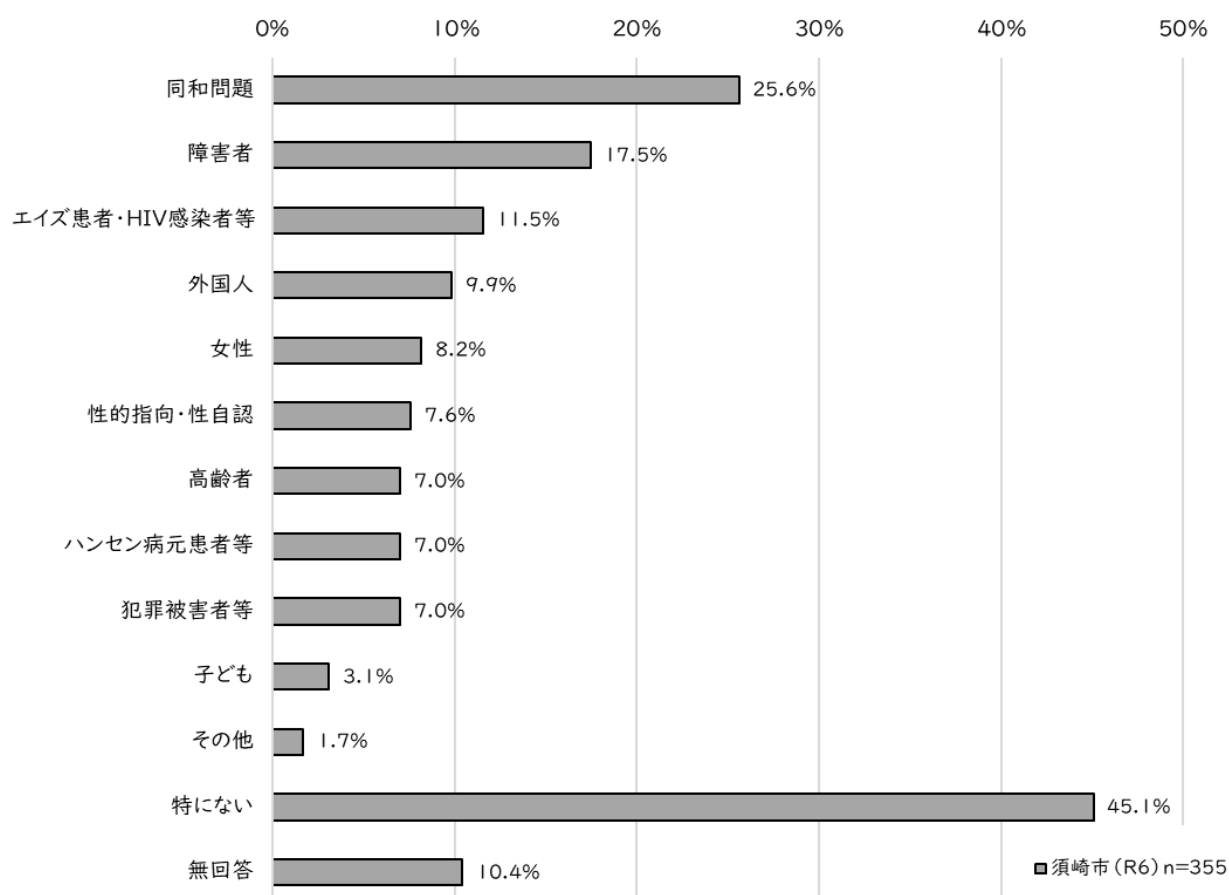


図 2 あなた自身が、差別心や偏見をもっていると思う人権課題はどれですか。【複数回答】



1 人権教育

これまでの取組を踏まえ、様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭、職場、地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ、広く市民に人権尊重の精神が涵養されるよう、次のとおり重点項目を定め、人権教育を総合的に推進します。

市民が主体となる人権教育

市民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人ひとりが人権問題に関する正しい理解と認識を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むことができるよう人権教育を推進します。

生涯学習の視点に立った人権教育

幼児から高齢者にいたるそれぞれのライフステージに応じて、保育所・幼稚園等、学校、家庭、職場、地域社会において、相互に連携を図りつつ、市民一人ひとりの生涯を通じた人権教育を推進します。

人権感覚を培う人権教育

市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分や他者を大切にし、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けることができるよう人権教育を推進します。

共生の心を醸成する人権教育

自分や他者の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育を推進します。

(1) 就学前教育・学校教育

【現状と課題】

子どもたちの発達段階等を踏まえて、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を向上させるために、一人ひとりを大切にする心を育む教育を推進することが必要です。

これまで、学校等では人権に関する様々な課題について、子どもたちが授業で学習したり、学級（クラス・ホーム）で話し合ったりするなどの取組が行われてきました。

しかし、現在、学校等で子どもたちを取り巻く状況は、子ども同士や子どもと教員等の人間関係づくりの困難さ、厳しい家庭環境等の要因が複雑に絡み合い、いじめやインターネット上での誹謗中傷などの書き込みや、暴力行為などの問題行動の出現につながるなど、子どもの人権に大きな影響を与えてしまうことがあります。

こうしたことから、学校と家庭や地域とが連携し、子どもたち一人ひとりの理解のもと、生命を大切に、自分や他者の人格を尊重し、個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな

人間性を育成することが必要となっています。

また、小学校では2018（平成30）年度、中学校では2019（平成31）年度から「特別の教科 道徳」の時間が実施されています。道徳の教科書を使用し、道徳的な課題を一人ひとりの児童・生徒が自分自身の問題として捉え、「考える道徳」「議論する道徳」へと授業の質的変換が図られています。

【施策の展開方法】

子どもたちの発達段階等を踏まえて、教育活動全体を通じて一人ひとりを大切にする心を育む教育を推進し、基本的人権を尊重し合い、人権課題の解決に向けて主体的に行動できる子どもたちの育成を目指します。

ア 発達段階に即した人権教育の推進

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などで人権教育を展開する場合は、人権教育の目標と各教科等の目標を明確にしたうえで、教科、領域相互の関連を図りながら、人権に関する知的理解に加え、人権感覚を育む教育を推進します。

（ア）互いに尊重し助け合う心と態度を育む教育活動の推進

自分や他者の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた達成感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育みます。

（イ）体験的な活動の充実と家庭や地域社会との連携

子どもたちの発達の特性を踏まえ、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動、高齢者や障害のある人等との交流など、豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

（ウ）保育所・幼稚園等、小・中・高等学校等の連携による人権教育の推進

保育所・幼稚園等、小・中・高等学校等の教育活動の連携について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てます。

特に、幼児期の教育については、人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、保育所・幼稚園等と小学校との一層の連携と、発達の特徴を踏まえ人権尊重の精神の芽を育む指導の工夫に努めます。また、発達に応じた保護者の役割について研修の機会などを提供していきます。

イ 人権教育の研究推進

人権を尊重する心や態度を育てるための教育の在り方について、幅広い視点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の工夫・改善を図ります。

ウ 教育相談体制の充実

各学校等へスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、いつでも安心して相談できる体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を図り、いじめ等の人権侵害を受けた幼児、児童生徒の心のケアに努めます。

エ 保育士・教職員等に対する研修会等の充実

保育士・教職員等が人権問題に関する理解を深めるための人権に関する研修会の実施や、学習資料及び指導資料などの作成・配布に努め、教職員の指導力の向上に努めます。

また、いじめや児童虐待の防止に向けた研修などにより、保育士・教職員等の認識を深め、指導力の向上を図ります。

保育士・教職員の人権感覚が養われ、保育及び学校生活のあらゆる場面において、人権教育を基盤とした保育所・学校運営ができることを目指します。

（２） 社会教育

【現状と課題】

地域社会は、人々との日常の交流を通して、善悪を判断し、お互いの人権を尊重する意識や相手を思いやる心を育む学習の場です。

また、家庭は、家族間でのふれあいを通して、他者への思いやりや生命の尊重、人間の尊厳など、人権に関する基本的な学習の場として、さらに、人格を形成する場として、重要な役割を担っています。

しかし、子どもや高齢者、障害のある人への虐待をはじめ、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：以下、DV）¹⁰など、様々な人権問題が依然として存在しています。

これまで、公民館などの社会教育施設における人権に関する学習機会の提供や、地域住民が交流する活動を通じて、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んできました。

この成果を生かしながら、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について、さらに理解と認識を深めるとともに、新たな社会情勢なども踏まえ、学習機会の一層の広がりを図るため、先進的な取組による成果等も取り入れながら、学習意欲を喚起する内容や方法を工夫・改善していくことが必要です。

【施策の展開方向】

地域社会における身近な課題についての意見交換などを通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、参加体験型学習を取り入れるなど、意欲的に学習することができる学習機会の提供に努めます。

また、人権に関する幅広い識見のある人材を活用していくとともに、人権教育の指導者の育成を図ります。

ア 家庭における人権感覚の定着と家庭教育支援体制の充実

家庭において、子どもに生命の大切さや人権を守ることを家族が教えるなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、PTAをはじめとする社会教育関係団体等との連携を図りながら、親子で人権問題を学ぶ機会を提供するなど家族のふれあいを深めることができる体験活動などの充実に努めます。

イ 地域社会における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、市民の人権意識を高める学習機会を提供したり、参加・交流を促進する事業を実施するなどして、人権に関する地域社会の教育力の向上に努め、

¹⁰ 「ドメスティック・バイオレンス：DV（Domestic Violence）」：一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力」という意味で使われます。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあり、最近では若者間での「デートDV」が問題となっています。なお、DVについては、女性だけでなく、男性が被害者になるケースもあります。

それぞれの世代が生涯を通じて学習できる人権教育の充実を図ります。

ウ 人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し態度や行動に結び付くよう、人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善に努めます。

2 人権啓発

全ての市民が、人権尊重の理念についての理解を深め、様々な人権問題に対して、自分自身の課題としてとらえ、その解決に向けて人権尊重の意識が態度や行動として日常生活のなかに現れるよう、あらゆる機会や場を通じて、より効果的な啓発活動を推進します。

このため、次のとおり重点課題を定め、人権啓発を総合的に推進します。

各種広報媒体を活用した啓発活動

市民の人権意識を高めるために、ホームページ、広報誌などによる多様な媒体を活用した啓発活動の充実に努めます。

効果的な啓発活動

市民の理解と共感を得る効果的な人権啓発を行うために、「対象者の発達段階に応じた啓発」・「具体的な事例を活用した啓発」・「参加・体験型の啓発」に留意しながら、啓発活動を行います。

(1) 企業等への啓発

【現状と課題】

企業の社会的責任（CSR）という考え方が広まる中、人権への配慮がますます重要となっています。このため、企業等では、地域社会における社会貢献や、就職の機会均等を図るための公正な採用、誰もが働きやすい職場環境づくりなどの取組が進められています。

しかし、職場でのパワー・ハラスメント¹¹やセクシュアル・ハラスメント¹²など、様々なハラスメント問題が依然として存在しています。

2019（令和元）年には、「労働施策総合推進法」が改正され、職場におけるハラスメント対策が強化されました。2020（令和2）年6月からは大企業の事業主に、2022（令和4）年4月からは中小企業の事業主に、職場におけるパワー・ハラスメントの防止対策が義務づけられました。あわせて、労働者が事業主にハラスメントに関する相談をしたこと等を理由とする不利益の取扱いの禁止など、職場に

¹¹ 「パワー・ハラスメント」：同じ職場で働く者等に対して、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場等の環境を悪化させる行為をいいます。なお、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間など、様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

¹² 「セクシュアル・ハラスメント」：一般的には性的な嫌がらせなどをいい、職場においては、労働者の意に反する「性的な言動」に起因するもので、「対価型」と「環境型」があります。「対価型」とは、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が解雇、降格、減給などの不利益を受けることです。「環境型」とは、労働者の意に反する性的な言動により労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、その労働者が就業するうえで看過できない程度の支障が生じることです。

おけるハラスメント防止対策が強化されました。また、2020（令和2）年には、国が「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」を策定し、人権を尊重した行動を取るよう企業に求めています。

さらに、2021（令和3）年に障害者差別解消法が改正され、2024（令和6）年4月から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

今後は、これまで以上に人権意識のある組織や人材の育成、顧客や労働者等の人権に配慮した対応が重要になり、人権尊重の取組を通じて、企業等の健全な成長につなげていくことが求められています。

【施策の展開方向】

企業等の社会的責任と人権などについて、関係機関と連携して啓発を進めていきます。

また、企業等において、人権尊重の意識の高い職場づくりや人権を大切にした組織づくりが進むよう、各種業界団体や経営者等との連携を図り、企業等が行う人権啓発研修への講師の派遣・紹介などを通じて、職場における人権啓発活動に対する支援を促進します。

さらに、企業等の自主的な取組を支援するため、啓発冊子の配布などによる情報提供を行います。

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントについては、人権全般の対策として取組が行われていますが、事業主に対しても、県と連携して啓発を進めていきます。

（２） 市民への啓発

【現状と課題】

より多くの市民が啓発活動に触れることで、人権に関心を持つことができるよう人権週間や人権課題ごとの啓発月間・週間などを中心に、広報誌やホームページによる啓発、講演会などのイベントを継続的に実施してきました。

しかし、DV被害や、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、いじめ、犯罪被害者等への人権侵害、ハラスメントなどの人権問題が顕在化していますし、インターネット上では人権侵害にあたる差別的な書き込みが後を絶ちません。

こうした状況を踏まえて、これまでの取組を継続して実施していくとともに、ホームページの内容を充実するなど、さらなる啓発方法の工夫・充実や、市民が参加しやすい講演会やイベントを実施していくことが必要となっています。

【施策の展開方向】

市民一人ひとりが、様々な場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得し、人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりの当事者であるという認識のもと、身近な人権問題に関する講演会や講座の開催、啓発物の配布、関係機関等と連携した啓発イベントの開催、マスメディアやSNSを活用した広報などの効果的な啓発を推進します。

(3) 人権に関わりの深い職業に従事する職員の研修等

【現状と課題】

人権が尊重される社会を築いていくためには、市民一人ひとりの人権意識を高めていくことが重要ですが、特に、行政職員、教育職員、消防職員、福祉関係職員など、人権に関わりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められる職員に対する人権教育・啓発を推進する必要があります。

これまでも関係機関での研修や職場内研修などに取り組んできましたが、人権尊重の理念を理解し、公権力の行使による人権侵害などにも十分配慮して、人権の視点に立って職務を行うことができるよう、様々な人権課題や具体的な人権侵害の事例を参考にするなどして、より一層の研修・啓発の充実が求められています。

【施策の展開方向】

行政職員には、人権問題の解決に向け積極的に取り組むなど、全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりを実現するために、先導的な役割を果たすことが求められており、職員一人ひとりが人権の視点に立って職務を行うことが必要です。

特に、日常業務において、公権力の行使に係わる職員や市民と接する機会の多い職員、社会的に弱い立場におかれている人たちと接する機会の多い職員などは、職務の内容に応じたきめ細かな人権感覚を身に付けて職務に従事することが必要です。

児童生徒の学力の向上や健全な育成を図るとともに、児童生徒の人権を擁護すべき立場にある教育職員には、確かな人権感覚と豊かな人間性、幅広い教養、児童生徒を直接指導する実践力や保護者との連携協力といった資質能力が必要です。

地域住民の生命と財産を守る重要な役割を担っている消防職員は、常に人権に配慮して職務に従事することが重要です。

子ども、高齢者、障害のある人など、ともすれば人権侵害を受けやすい社会的に弱い立場にある人たちと接する機会の多いケースワーカーや、民生委員・児童委員、保育士、訪問介護員（ホームヘルパー）、社会福祉施設職員等の福祉関係職員は、人権が尊重される社会の実現に深い関わりを持っている職務の担い手であることを自覚し、常に人権意識を持って職務に従事することが必要です。

第3章 相談・支援体制の充実

【現状と課題】

市民が人権に関する問題に直面したとき、一人で抱え込まず、安心して相談できることが必要です。そのため、市民が様々な人権問題について、円滑に相談することができる相談・支援体制の充実が求められます。

人権に関する相談は、県や（公財）高知県人権啓発センター、市町村、関係機関において対応しているほか、人権侵害に関する相談・救済については、高知地方法務局や人権擁護委員¹³によって行われています。

また、関係機関においても、女性、子ども、高齢者、障害者等の各種の福祉相談や、外国人のための生活相談、犯罪被害者等からの被害に関する相談窓口を設置して、様々なニーズに対応しています。

しかしながら、インターネット上における誹謗中傷や差別などの事例は後を絶たず、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷や差別的取扱い、性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別など、深刻な人権問題が発生しており、私たちの社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

2024（令和6）年度に須崎市が実施した「人権に関する市民意識調査」では、この5年間に人権が侵害された経験を尋ねたところ、「ある」と回答した割合は14.4%で、高知県の調査の31.6%と比較して低くなっています（図3）。

また、この5年間に人権が侵害された経験が「ある」と回答した人に、「侵害されたと思ったときにどうしたか」を尋ねたところ、「友人、職場の同僚・上司に相談した」（35.3%）、「何もしなかった」（33.3%）、「家族、親せきに相談した」（27.5%）の順に高くなっています（図4）。

さらに、人権が侵害されたときに「何もしなかった」と回答した人に、「何もしなかったのはなぜか」を尋ねたところ、「相談しても解決しないと思った」（52.9%）、「自分が我慢すれば良いと思った」（47.1%）、「大げさなことにしなかった」（29.4%）、「どこ（誰）に相談して良いかわからなかった」（23.5%）の順に高くなっています。（図5）

こうしたことから、今後はこれまで以上に、人権侵害が起こらないための啓発、教育を推進していくとともに、市民が人権問題について気軽に相談できるよう、相談機関の充実や周知を図っていくことが必要となっています。

また、同和問題をはじめ、女性や障害者、感染症患者、外国人などへの差別といった、差別事象の複雑化・多様化により、差別を受けた方に個別に寄り添った支援を行う体制の充実や、差別事象への対応力の強化が必要となっています。

13 「人権擁護委員」：人権擁護委員は、「人権擁護委員法」（昭和24（1949）年5月制定・2022（令和4）年6月最終改正）に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的な人権が侵害されることのないように監視し、もし、これが侵害された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする公職です。委員については、市町村の推薦により法務大臣が委嘱します。なお、人権擁護委員は、法務大臣が定める各都道府県の区域ごとに「人権擁護委員協議会」を組織し、人権擁護委員の職に関する連絡・調整や資料及び情報収集、研究などを行います。

図 3 あなたはこの5年間に、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

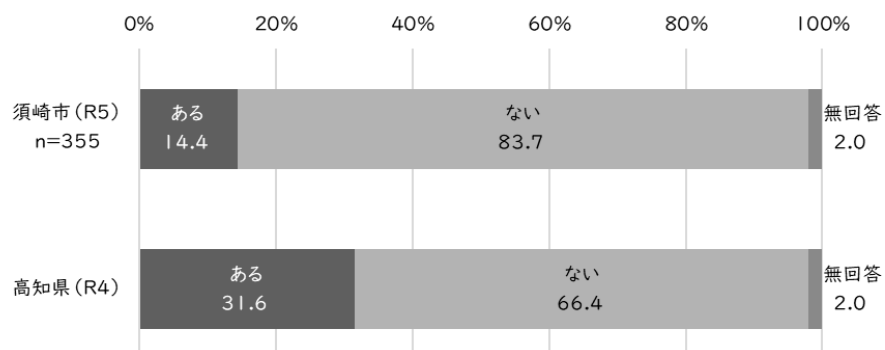


図 4 その（侵害されたと思った）ときにどうされましたか。【複数回答】

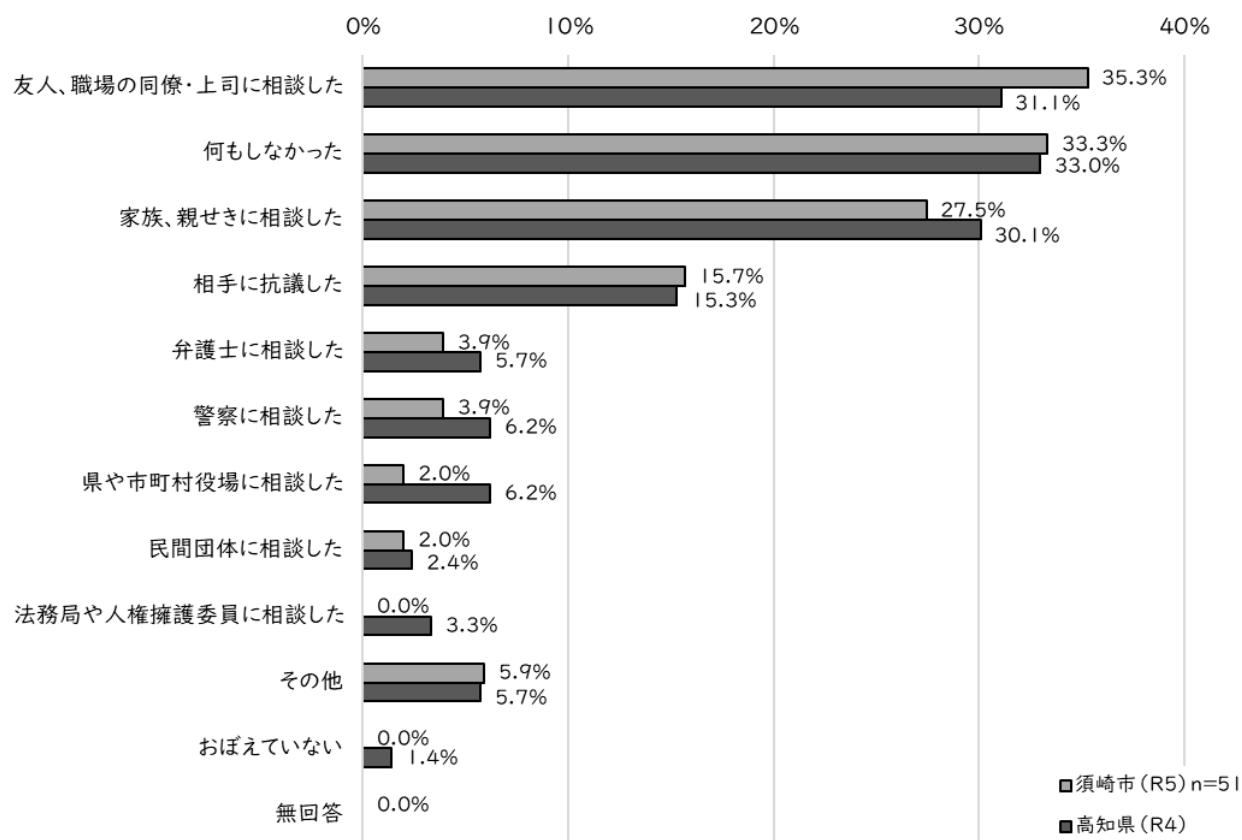
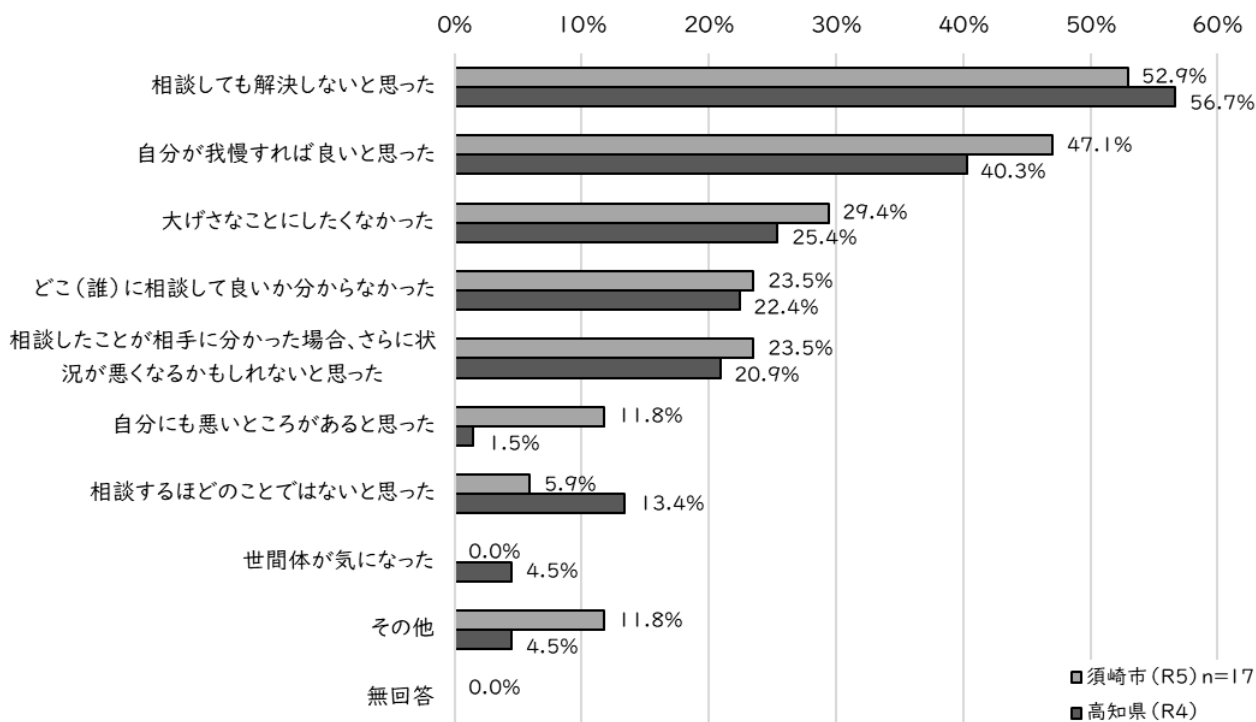


図 5 何もしなかったのはなぜですか。【複数回答】



【施策の展開方向】

市民が、人権に関する様々な問題について安心して相談できるよう、各相談機関の充実や周知を図るとともに、各相談機関の連携の強化、関係職員や相談員の能力の向上、人材の育成に取り組みます。

また、様々な人権侵害を早期に解決するため、解決のための助言や関係機関への一時的な保護へつなげるなど、保護・支援の充実を図ります。

さらに、複雑化・多様化している差別事象への対応力の強化を図ります。

(1) 相談機関の充実・周知

市民が、人権に関する様々な問題について気軽に安心して相談できるよう、各相談機関の充実を図るとともに、相談機関を広く周知するための情報発信に努めます。

(2) 相談機関の連携強化

人権問題の早期解決と誰一人取り残さない社会を目指し、県の関係機関をはじめ、法務省等の国の関係機関、市町村、人権擁護委員連合会¹⁴などの人権に関係する相談・支援機関の連携強化に努めます。

また、相談の内容に応じて、適切な専門機関へのつなぎを行い、市民に寄り添った支援を行います。

¹⁴ 「人権擁護委員連合会」：「人権擁護委員法」第16条第2項により、人権擁護委員協議会（以下、協議会）が都道府県ごとに組織するものです。この連合会は、協議会の任務に関する連絡及び調整などを行います。なお、各都道府県の連合会は、「全国人権擁護委員連合会」を組織しています。

（３） 相談員の能力の向上・人材育成

相談・支援に当たっては、二次被害や不必要な負担を招かないよう、相談者の心情などに配慮し、十分な知識に基づいた対応に努めます。

関係職員や相談員への研修を行うことで能力の向上に努め、相談者に寄り添った対応・支援を行うことにより、問題の解決や相談者の心身の負担軽減を図ります。

（４） 専門機関による保護・支援の充実

DV被害や、子ども、高齢者、障害のある人への虐待等の人権侵害に対しては、緊急時に対応している一時保護や自立に向けた支援を充実させます。

また、高齢者や障害のある人などの権利擁護や権利行使の援助、犯罪被害者等への必要な支援の充実を図ります。

（５） 人権侵害事象への対応

人権侵害事象については、関係機関との連携・協力のもと問題解決に努めるとともに、「須崎市人権施策推進委員会」の中で、その原因や背景を分析することで、今後の全庁的な対応強化や効果的な啓発などにつなげるなど、職員及び市民の人権意識の高揚に取り組みます。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

1 同和問題

同和問題は、人間として幸せに生きる権利や自由（居住及び移転の自由、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、結婚の自由など）を、そこに生まれたというただそれだけの理由（本人には責任のないこと）によって侵害され、社会的不利益を受けてきた重大な問題です。

1871（明治4）年に、いわゆる「解放令」が公布され、長い間続いてきた身分差別は制度のうえではなくなりました。その後、1965（昭和40）年に出された国の「同和対策審議会答申」¹⁵には、同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題であることが明記されました。

さらに、この答申を受けて、1969（昭和44）年の「同和対策事業特別措置法」¹⁶に引き続き、1982（昭和57）年「地域改善対策特別措置法」（地対法）、1987（昭和62）年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が制定され、ハード・ソフトにわたる同和対策事業が実施されてきました。

また、同和問題の解決に向けた取組は、義務教育においては教科書が無償とする法律の制定や、身元調査に悪用されていた戸籍の閲覧・請求を制限する戸籍法の改正、さらには、就職差別の防止を目的とする統一応募書類の採用など、広く人権尊重の取組へとつながっていきました。

しかし、差別発言や差別的な内容の文書の送付、インターネット上に差別を助長する情報や書き込みの掲載などの事案が発生しているため、国は、この問題への国民の理解を深め、部落差別のない社会を実現することを目的として、2016（平成28）年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）を施行し、この法律に基づく実態調査を行って、令和2（2020）年6月にその結果を公表しました。

（1）現状と課題

この問題の解決のため、1969（昭和44）年「同和対策事業特別措置法」が施行され、30年余りにわたって様々な特別対策を実施してきたことにより、同和地区¹⁷を取り巻く状況は大きく改善されてきたことなどから、こうした特別対策は2001（平成13）年度末で終了しました。

須崎市では、1983（昭和58）年からの小集落地区改良事業の導入により、対象地域の社会基盤の整備は飛躍的に改善されました。生活環境や地区内施設の整備、住民の健康や生活水準の向上、教育水準の一定の向上、市民の同和問題に対する一定の理解の進展など成果として表れています。

しかし、2024（令和6）年度に須崎市が実施した「人権に関する市民意識調査」では、同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりする場合について尋ねたところ、「気にしたり、意

¹⁵ 「同和対策審議会答申」：1965（昭和40）年答申。同和対策審議会が、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について諮問を受け、約4年をかけて審議を行いまとめたものです。なお、この答申は、前後の同和行政の大きな指針となっています。

¹⁶ 「同和対策事業特別措置法」：同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、1969（昭和44）年に制定された10年間の時限法（後に、法期限を3年間延長）。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定しています。

¹⁷ 「同和地区」：同和問題は、日本固有の問題であり、その早期解消を図るため、1969（昭和44）年に公布・施行された「同和対策事業特別措置法」から始まって、1987（昭和62）年に施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が2002（平成14）年3月に失効するまでの間、法律で一定の地域が「対象地域」と指定され、環境改善や同和教育・啓発などの取組が進められてきました。「同和地区」とは、これらの法律で指定されていた地域をさします。

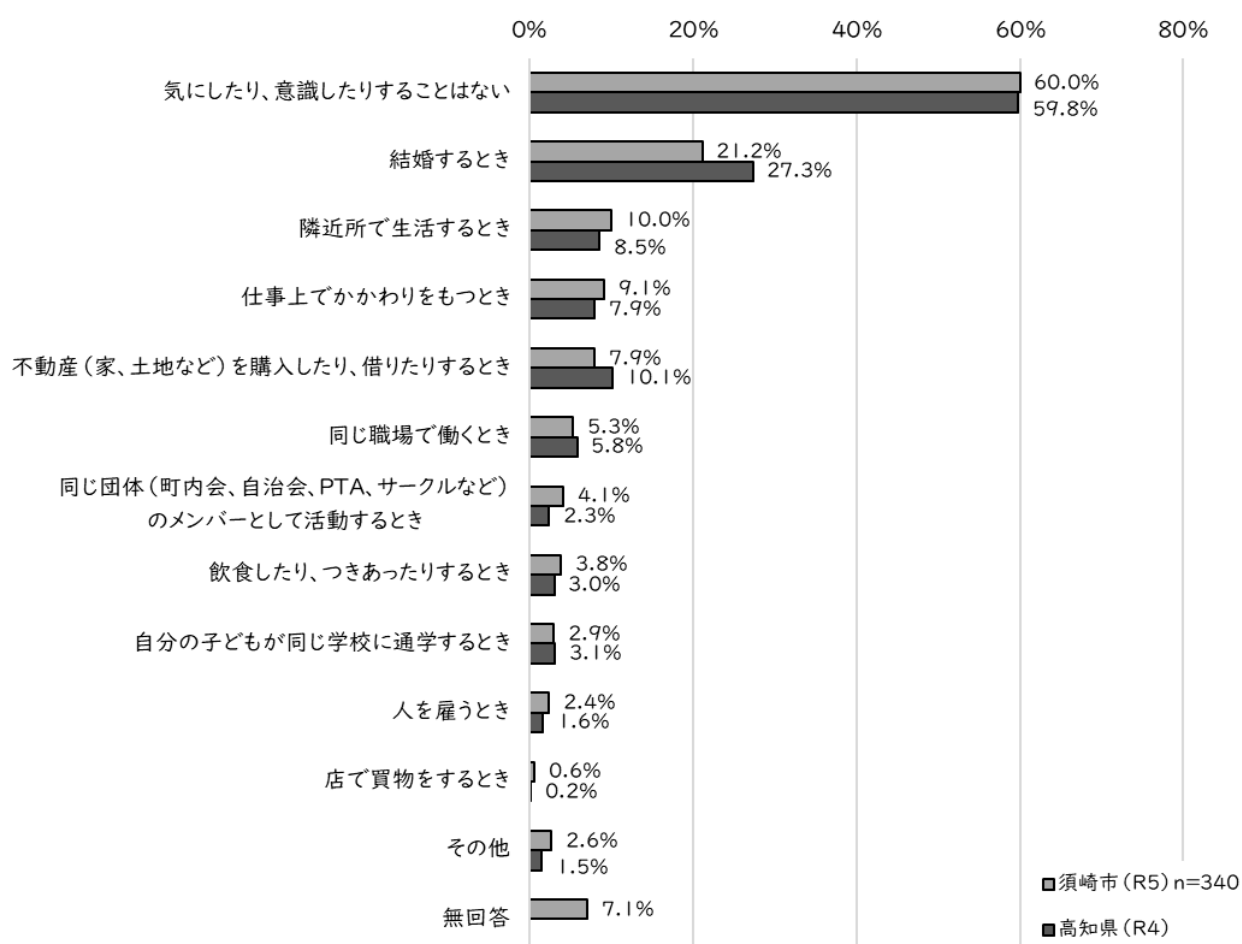
識したりすることはない」とする回答が60.0%と半数以上を占める一方で、「結婚するとき」が21.2%、「隣近所で生活するとき」が10.0%、「仕事上でかかわりをもつとき」が9.1%といった回答が多くありました（図 6）。

また、同調査において、現在でも部落差別はあると思うか尋ねたところ、「ある」とする回答が68.2%、「ない」とする回答が24.7%という結果でした。

部落差別解消推進法に基づく国の実態調査においても、部落差別の被害又は加害経験（親族・知人の経験を含む）が「ある」との回答が17.5%で、その内容は、「結婚や交際」が58.0%、「悪口」が34.2%、「就職や職場」が26.8%という結果が出ています。

このため、これまでの同和教育や人権教育、啓発活動で積み上げられてきた成果を踏まえて、差別意識の解消に向けた教育・啓発活動に引き続き取り組み、同和問題の早期解決を実現していくことが求められています。

図 6 あなたは、同和地区や同和地区の人ということを感じたり、意識したりすることがありますか。【複数回答】



(2) 推進方針

同和問題は人権問題の重要な課題の一つであるとの認識のもと、その解決に向けた取組を推進し、差別のない安心して生活できる社会の実現を図ります。

- ①同和問題への正しい理解と認識を深める教育・啓発の推進
- ②同和問題に関する相談・支援体制の充実

(3) 今後の取組

同和問題の解決に向けた取組を通して、人権尊重の意識が確立されるよう、あらゆる機会を通じた効果的な教育・啓発を実施します。

ア 教育

同和問題に関する歴史や現状・実態について、科学的に解明された教材を使用するなど、同和問題への正しい理解と認識を深め、同和問題に関する偏見や差別意識を解消する教育を推進します。

(ア) 就学前教育

就学前教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、保育所・幼稚園等においては、生活の中で自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人権感覚の基礎を育むための保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

保育所・幼稚園等、小・中学校等の連携や学校と家庭・地域との連携も図りながら、差別を解消し人権が尊重される社会づくりに向けて行動できる力を育む教育を推進します。

(ウ) 社会教育

生涯学習の視点に立ち、それぞれの時期、段階に応じた学習機会の提供や、地域的な課題と結びついた内容を積極的に取上げるなど、学習者が意欲を持ち、差別を解消するために行動することができる学習内容などの充実を図ります。

イ 啓発

「部落差別をなくする運動」強調旬間¹⁸や人権週間¹⁹を中心とした取組を通じ、同和問題についての正しい知識の普及・啓発に努めます。

広報活動としては、ホームページ・啓発チラシ・広報誌等を活用した広報を実施します。
また、市内量販店等で講演会などへ参加を呼びかけ、わかりやすい市民啓発を行います。

ウ 「部落差別解消推進法」の周知

2016（平成28）年12月に施行された「部落差別解消推進法」について、市民への周知を図ります。

¹⁸ 「部落差別をなくする運動」強調旬間：期間は7月10日から20日まで、同和問題の解決に向け、市民一人ひとりが取組を進めていく必要があることを広く市民にアピールするため、関係機関と協力して、この期間中に講演会や啓発事業を実施しています。

¹⁹ 「人権週間」：期間は12月4日から10日まで、日本では、世界人権宣言が採択された12月10日（世界人権デー）を最終日とする1週間を人権週間と定めており、関係機関や団体などと協力し、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけています。

エ インターネットを利用した部落差別への対策

インターネットを利用した部落差別の被害を防止する取組などを、県等と連携しながら推進します。

オ 関係機関と連携した部落差別への対策

相談・支援体制の充実、インターネットを利用した部落差別の被害を防止する取組など、部落差別の被害を防止する対策について、法務局や県、他の市町村等と積極的に連携して取り組みます。

【企業等に期待する取組】

同和問題に対する正しい理解と認識を深める取組を期待します。

- ☐ 職場における同和問題に関する自主的な研修の取組と充実
- ☐ 須崎市や県が実施する同和問題に関する教育・啓発活動への参加と協力

【市民に期待する取組】

同和問題に対する正しい理解と認識を深め、その早期解決に向けて市民一人ひとりが行動していくことを期待します。

- ☐ 家庭や地域における自主的な学習の取組
- ☐ 須崎市や県が実施する同和問題に関する教育・啓発活動への参加と協力

2 女性

1979（昭和54）年に、国連で採択された「女子差別撤廃条約」では、女性に対する差別は「権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものである」と明記されています。

この条約は、伝統的な意味での男女平等（憲法などで両性間の平等を定める）を確認するだけでなく、従来見過ごされてきた固定的な女性の役割、男女の役割を変えていくこと、個人、組織、企業による女性差別の撤廃、女性に対する差別となる既存の法律や規則、地域社会における慣行や慣習の見直し、廃止を求めています。これによって、これまでに女性にとって抽象的なものであった人権という概念が、具体性を持つこととなりました。

国においては、1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の重要課題として位置づけました。

また、雇用分野では、「女子差別撤廃条約」の批准を機に、1985（昭和60）年に「労働基準法」が改正され、同年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が公布され、2015（平成27）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立し、2016（平成28）年4月1日から全面施行されました。

さらに、2001（平成13）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」）が制定され、2004（平成16）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が定められました。

その後、2007（平成19）年には、「DV防止法」の一部が改正され、保護命令制度の拡充、市町村による基本計画の制定及びDV相談支援センターの設置が努力義務化されました。

なお、同法は、2013（平成25）年の改正で名称を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」とし、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となりました。また、2023（令和5）年5月の改正により、精神的暴力も保護命令の対象となり、保護命令期間の伸長や保護命令違反の厳罰化など、より実態に応じた被害者保護が適用されることとなりました。

さらに、2022（令和4）年5月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、婦人保護事業を売春防止法から脱却させるとともに、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対して、福祉の増進、人権の尊重や擁護、男女平等の観点から、新たな支援の枠組みを構築することが求められています。

（１） 現状と課題

須崎市では、1996（平成8）年に「須崎市女性政策推進行動計画」を策定し、2011（平成23）年3月には「須崎市男女共同参画行動計画」へ改定しました。その後、2016（平成28）年には複雑化、多様化する人権課題に対応するため、他の人権課題も含めた総合的な対応が必要となったことから、「須崎市男女共同参画行動計画」を「須崎市人権施策総合計画」へ統合して包括的に対応することとし、男女平等に向けて、働きやすい環境づくり、家庭生活環境の整備、健康と福祉の充実、社会参加の促進などを基本理念に、女性があらゆる分野に参画できる社会の実現に努めてきました。

このように法律や制度面からの整備は着実に進んでいますが、「男性は仕事、女性は家庭（と仕事）」

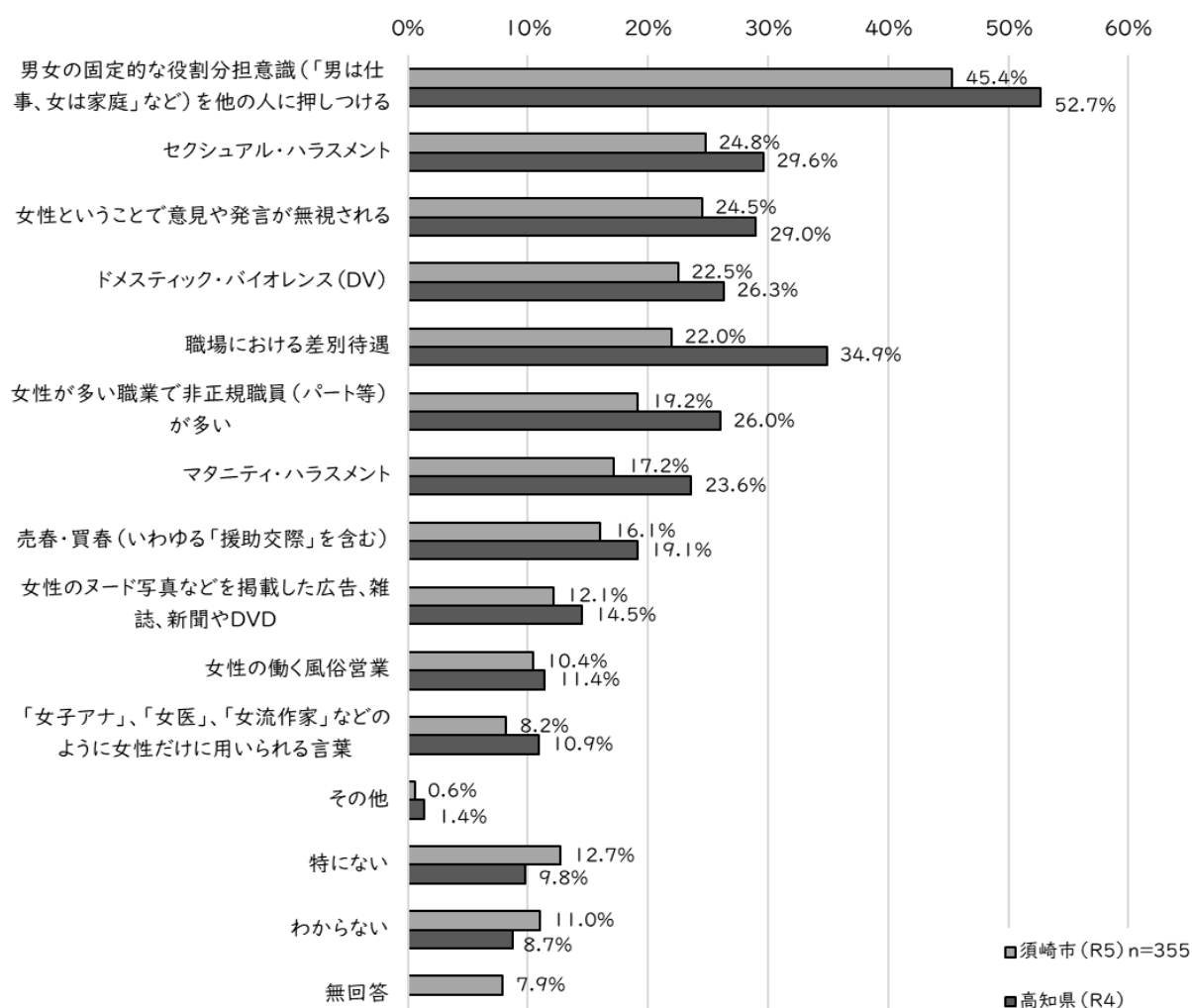
等という固定的な役割分担意識²⁰や雇用における格差、女性に対する暴力など、依然として女性に対する直接、間接の差別が存在しています。

2024（令和6）年度に須崎市が実施した「人権に関する市民意識調査」では、女性に関する人権上の問題点として、「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を他の人に押しつける」、「セクシュアル・ハラスメント」、「女性ということで意見や発言が無視される」、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」などが上位になっています（図 7）。

このように、女性への差別の解消をはじめ、政策や方針決定の場など、あらゆる場における女性参加・参画を一層促進し、実質的な男女平等の実現のためには、解決しなければならない多くの課題が存在しています。

こうしたことから、性別による人権侵害の防止や、配偶者等からの暴力による被害者の自立支援の充実をはじめ、家庭や職場、地域社会において、女性も男性も平等で生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会づくりへの取組が、引続き重要となっています。

図 7 女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。【複数回答】



²⁰ 「役割分担意識」：「男は仕事、女は家庭」といった性の違いによって役割を固定したものを「役割分担意識」といいます。そういった考えは働く女性にとって社会労働と家事労働の二重負担になっていきます。女性が広く社会活動をするなか、性による分業や男女を異なって取扱うことは、公正とはいえません。性別役割意識を解消して本当の意味での男女平等、対等なパートナーシップを築いていく必要があります。

(2) 推進方針

家庭や職場、地域などあらゆる場で、女性の人権がその他の性と対等に尊重され、配偶者等からの暴力や、性暴力被害への対策、困難な問題を抱える女性への支援を通じて、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現を目指します。

- ①性別に関わらず平等に人権を尊重する教育・啓発の推進
- ②あらゆる分野への女性の参画の推進
- ③女性に対するあらゆる暴力の根絶と包括的な支援体制の充実

(3) 今後の取組

女性と男性が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に共に参画し、共に支え合い、責任も分かち合う「男女共同参画社会」の実現に向けた取組を推進します。

ア 教育

就学前教育、学校教育、社会教育などあらゆる場において、男女平等を目指す教育を推進します。

(ア) 就学前教育

友達と様々な心動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気づくとともに、互いが認め合う心情を育むための教育・保育を推進します。

(イ) 学校教育

全ての教育活動の場において、児童生徒が男女平等についての理解を深めるよう、また、性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれることなく、勤労観や職業観、人生観や家庭観を身に付けるための教育を推進します。

(ウ) 社会教育

須崎市で実施される各種講座等において、男女の自立や協力を目指した教育の充実や、女性の社会参画のための講座の開設、学習活動の充実に努めます。

イ 啓発

男女共同参画の趣旨を幅広く市民に広めるとともに、女性の人権についての意識の高揚と女性の地位向上や、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発に取り組みます。また、すべての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会の実現を目指し、その象徴として、男性の育児休業の取得を後押しするなど、「共働き・共育て」を市民運動として推進することで、市民全体の意識改革の実現を目指します。

(ア) 地域社会における意識改革

講演会等を開催するとともに、企業や団体等が行う自主的な研修会などの取組を支援します。

(イ) 職場における意識改革

企業においても「共働き・共育て」を推進するため、仕事と育児の両立支援や、女性が働きやすい環境づくりの取組について啓発に努めます。

ウ 女性の社会参画

女性の社会参画や働く場をひろげる取組、環境を整える取組を推進します。

(ア) 政策・方針等決定過程への女性の参画拡大

須崎市が策定する各種計画及び計画推進に係る委員会・審議会等への女性参画を積極的に推進します。

また、女性市職員の登用、活躍の場づくりを推進します。

(イ) 職場における男女平等の推進

女性が自らの意思により職業生活を営み、その個性と能力が十分に発揮される社会の実現に向けて、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定等の取組を推進します。

エ 女性に対するあらゆる暴力の根絶と支援体制の充実

DVを未然に防止するための啓発や、相談機能の充実、関係機関と連携した被害者の緊急保護・自立支援に努めます。

また、様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性への支援については、特に相談や支援につながりづらい若年層等への広報等の充実に取り組みます。

県の女性相談支援センターを核とした包括的な支援体制の充実に向け、他の市町村や、医療、福祉、保健、教育、司法関係者、民間団体など関係機関と連携強化して取り組みます。

困難な問題を抱える女性が支援を受けられるよう、女性相談支援員の配置に努めます。

【企業等に期待する取組】

女性の人権への正しい認識を深め、雇用における男女の実質的な平等などに向けた積極的な取組に期待します。

- 「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの関係法令の趣旨や内容の理解促進及び法の遵守等による働きやすい職場環境づくり
- ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等）が発生しない職場環境づくり
- 企業における自主的な研修の実施
- 須崎市や県が実施する女性の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

【市民に期待する取組】

固定的な役割分担意識や女性に対する偏見・社会慣習などを、女性と男性が共に力を合わせて解消するための自主的な取組を期待します。

- 身近なところでの学習会や交流会開催・参加など、男女の実質的な平等への自主的な取組
- 家庭生活、地域の活動における役割分担意識の解消など、日常生活における実質的な男女平等の実現
- 須崎市や県が実施する女性の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

3 子ども

子どもは、その成長や発達段階に応じた適切な教育や援助が受けられるとともに、人格を持った一人の人間として尊重されることが必要です。

国連では、1959（昭和34）年に「児童の権利に関する宣言」（子どもの権利宣言）を採択し、その30周年となる1989（平成元）年に「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を採択しました。この条約では、全ての児童は、性や出身などでいかなる差別も受けることなく、自分のことについて自由に意見を述べることなどの権利が保障されることを想定しています。

国では、1947（昭和22）年に「児童福祉法」、1951（昭和26）年には「児童憲章」が制定され、国民は子どもを心身ともに健全に育成する義務があることが明記されるとともに、子どもの立場からその権利を確認するなど、子どもの福祉を増進し、健全な育成を図るための各種の施策が進められてきました。

その後、1994（平成6）年には「子どもの権利条約」を批准し、1999（平成11）年には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）を制定、翌2000（平成12）年には「児童虐待の防止等に関する法律」（「児童虐待防止法」）が制定されるなど、子どもの人権を保護し擁護するための環境の整備が進められています。

体罰については、2013（平成25）年1月の「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（依頼）」や同年3月の「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」において、体罰禁止の趣旨の周知徹底や体罰の実態についての主体的把握、懲戒と体罰の区別についての具体例を示しています。なお同年5月に、運動部活動での指導を行う際の基本的な事項、留意点をまとめた「運動部活動での指導のガイドライン」において、体罰等の許されない指導と考えられる具体例が示されています。

いじめに関しては、2013（平成25）年に「いじめ防止対策推進法」が公布・施行され、同年10月に制定された「いじめの防止等のための基本的な方針」（国のいじめ防止基本方針）により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することが示されています。これを受け、県、各市町村、各学校において、「いじめ防止基本方針」が策定されました。

子どもの貧困対策としては、2014（平成26）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう必要な環境整備と教育の機会均等を図ることなどを目的として「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

2023（令和5）年4月1日にこども家庭庁が発足し、同時にこども施策の基本理念を定めた「こども基本法」が施行されました。また、同年12月にはこども施策に関する基本的な方針やこども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項を定めた「こども大綱」が策定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられました。

(1) 現状と課題

須崎市では、次代を担う全ての子ども達が健やかに成長していくために、安心して生み育てられる環境づくりを積極的に展開し、家庭、学校、地域、行政が連携しながら、子どもの人権に関しての様々な機会を通じた教育や啓発活動を行っています。

2018（平成30）年3月には、「須崎市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を制定しました。

また、県では、子どもの尊厳及び権利が守られ、健やかに成長できる環境をつくるため、県、保護者、学校関係者等及び県民の責務を明らかにするとともに、基本施策を定めて推進し、全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現を目的として、「高知県子ども条例」を制定しています。

しかし、現在の子どもを取り巻く環境を見ると、子どもの人権を侵害するいじめの認知件数や児童虐待の対応件数の増加、不登校やひきこもり、子どもの貧困、ヤングケアラー、児童ポルノ等の性被害などと子どもを取り巻く環境はますます厳しさを増しており、深刻な社会問題になっています。

2024（令和5）年度に須崎市が実施した「人権に関する市民意識調査」でも、「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」、「保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為」、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」などが子どもの人権上の問題として上位になっています。（図 8）

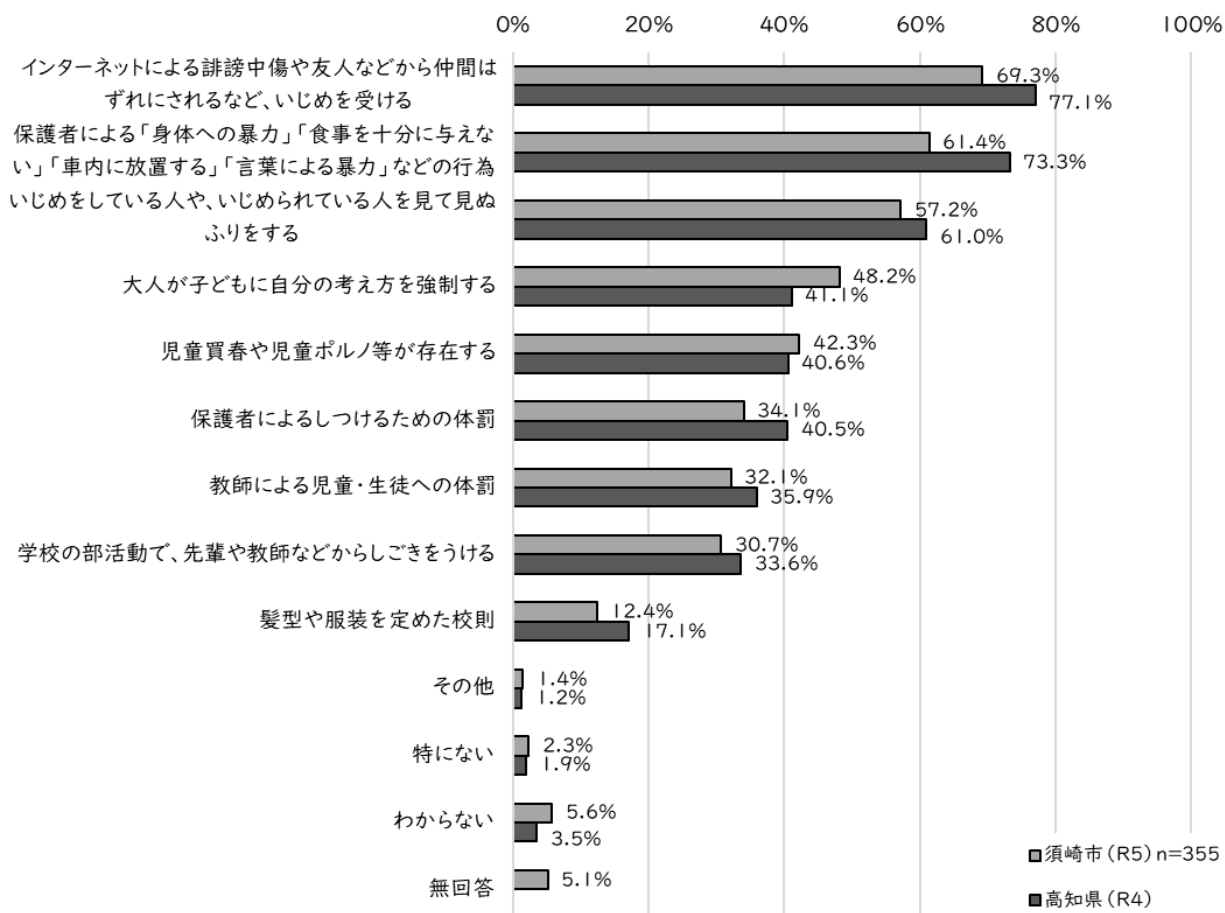
いじめは、いじめを受けた子どもたちの心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与え、教育を受ける権利を著しく侵害します。また、その生命身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、近年のいじめによる重大な事案の発生は、大きな社会問題となっています。

いじめの問題には、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の両面から、インターネット上のいじめ等不適切な書き込みを監視するネットパトロールや学校の取組への支援など、いじめ等の問題への取組を推進するとともに、同時に、児童虐待などに関わる深刻な問題には、早期の発見と対応はもちろん、再発防止の徹底や予防対策なども含め総合的に対処することが不可欠であり、様々な相談体制の充実など家庭や学校、地域、行政が連携した取組の強化を図ることが重要です。

さらに、子どもに関わる新たな問題としてヤングケアラーがあります。ヤングケアラーは、本来大人が担うとされている家事や介護などを子どもが日常的に行うことで、勉強や自分の時間がとれないなど子どもの権利が侵害されている可能性があります。ヤングケアラーの問題は顕在化しやすく、また、その状態は様々であり、経済状況や家族の介護の状況など複合的な課題を有する傾向にあるため、ヤングケアラーに関する認知度の向上や、地域の支援機関などの多職種が連携した総合的な支援を行う必要があります。

図 8 子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【複数回答】



(2) 推進方針

子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られるなかで安全安心に成長できる環境づくりを推進し、子どもがお互いの人権を尊重する社会の実現を図ります。

- ①子どもの人権を尊重した教育・啓発の推進
- ②子ども自身が自他を大切にし、社会を生き抜く力を身に付ける教育の推進
- ③いじめ、不登校、体罰根絶などの対策の推進
- ④児童虐待の防止対策の充実

(3) 今後の取組

子どもの人権や個性を尊重した教育を推進するとともに、家庭や地域の役割の重要性を周知するなど、子どもの人権に関する社会的関心の喚起・意識啓発や、子どもを人権侵害から守る取組を推進します。

ア 教育

就学前教育、学校教育、社会教育などが相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重に向けた取組を推進します。特に、自分自身や、自分の周りの人たちを大切に思う気持ちを育むための教育に取り組めます。

(ア) 就学前教育

子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人権を尊重した保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

子どもを一人の人間として尊重し、思いや願いを受け止めるとともに、一人ひとりが自分や他者を大切に作る心や態度を育む教育を推進し、家庭や地域との連携を通じて、子どもたちの意見を聞きながら、子どもたちが生き生きと安全安心に生活できる環境を整備します。

さらに、児童生徒理解に努め、いじめや不登校、問題行動等の予防、早期発見・早期対応・支援のための校内支援体制の充実を図ります。

なお、体罰根絶に向けた取組として、教員等が体罰に関する正しい認識を持つための指導資料の活用や研修の充実を図ります。また日常的に体罰を防止する体制づくりとして、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できる風通しのよい職場環境の構築を図ります。

(ウ) 社会教育

子どもたちが様々な生活体験や自然体験を通して、お互いの人権を尊重する人間関係を築いていけるよう、放課後の子どもの居場所づくりと学びの場の充実、スポーツ少年団・各種サークルの育成や環境の整備に努めます。

また、家庭や地域、学校が相互に連携し、子どもの人権を尊重する取組を進めるとともに、学習機会の提供や啓発資料の配布を行うなど、自主的な学習を支援します。

イ 啓発

全ての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、あらゆる機会を通じて、子どもの人権に関する啓発活動を実施します。

子どもの人権が尊重される社会づくりを推進するための講演会や研修会の開催など、市民の自主的な学習機会を設けます。

ウ 児童虐待防止対策

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に与える影響が大きいことから、子どもの最善の利益を優先し、全ての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障されるよう、予防対策から虐待を受けた子どもの保護やその家庭に対する支援などを行います。

(ア) 児童虐待の発生予防・早期発見

市民に対しあらゆる機会を通じて、体罰禁止など虐待防止に関するもののほか、ヤングケアラーや予期せぬ妊娠など、幅広い普及・啓発活動を推進します。また、虐待対応ダイヤルやSNS相談窓口等の周知啓発や予期せぬ妊娠等の相談体制の強化を進めます。

(イ) 関係機関との連携強化

児童相談所や警察、学校などとの情報共有と連携を強化します。

(ウ) 関係する職員等への研修の充実

関係職員等を対象とした、知識と対応力を身に付ける研修に取り組みます。

(エ) 相談・支援体制の充実

ネットパトロールにおいて、インターネット上に不適切または問題のある書き込みが発見された場合、サイト管理者やプロバイダ等への削除依頼について、学校に対して助言、支援を行います。また、児童生徒の生命に関わるものや、緊急・早期の対応等が必要な投稿を検知した場合は、学校と連携して迅速な対応に努めます。

また、子どもたちにかかわる課題が複雑化・多様化する中で、子どもをはじめ、保護者や教職員等の相談に広く対応できるよう、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの全公立学校への配置や心の教育センターの機能強化により、相談しやすい環境の整備を行います。

【企業等に期待する取組】

子どもが人権感覚豊かに、健やかに成長していくためには、家庭における親子の対話やふれあいが必要です。そのためには、仕事と育児の両立が必要であり、仕事と育児の両立のできる職場環境づくりを期待します。

- ワークライフバランス²¹に関する理解と意義の定着
- 「育児・介護休業法」で定める休業や休暇制度などの実行と定着
- 須崎市や県が実施する子どもの人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

【市民に期待する取組】

子どもの成長にとって、家庭や地域の役割は非常に大切です。このため、家庭や地域で子どもを一人の人間として認め、自主性を尊重しながら、その成長や発達段階に応じた教育を行い、親の行動や生き方を通して、共感しあえる人間関係を築く力を育てることを期待します。

- 子どもに関係する各種団体への理解と協力
- 須崎市や県が実施する子どもの人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

²¹ 「ワークライフバランス」：「仕事と生活の調和」のことであり、若者の自立、就職問題から、非正規労働者の処遇の問題、過労死対策を含めた労働時間問題や年休取得促進、さらには、時間当たりの生産性の問題までが、その内容として言及されています。

4 高齢者

高齢になっても自らの意思で主体的に生きたい、社会活動に参加したいという思いは、誰もが持っています。しかしながら、個人差はありますが、多くの人は高齢になると身体の機能が低下し、また、それに伴う心理的な不安感も募り、周囲の何らかの手助け（心身のケア）が必要になってきます。

高齢者が社会の一員として、人権が尊重され、健やかで生きがいを持って生活していくためには、社会の環境づくりとともに、家族をはじめとする周りの人たちが、高齢者は長年にわたり社会の一員として活動し、貢献してきた人たちであるという意識を持ち、敬意と感謝の気持ちを持って接していくことが大切です。

国連では、1982（昭和57）年に高齢者に関する初めての世界会議を開催し、各国における高齢者対策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」を策定し、1991（平成3）年には、「自立・参加・ケア・自己実現・尊厳」の5原則を示した「高齢者のための国連原則」を定めました。

国では、1989（平成元）年に「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略」（ゴールドプラン）、1994（平成6）年にはゴールドプランを見直した「新高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略」（新ゴールドプラン）を策定し、1995（平成7）年には「高齢社会対策基本法」を制定しました。そして、「高齢社会対策基本法」に基づき、1996（平成8）年に、高齢社会対策の指針となる「高齢社会対策大綱」が決定されました。

その後、2000（平成12）年には、「介護保険制度」が導入され、高齢者の介護を社会全体で支えていく新たな仕組みがつくられました。

さらに、2005（平成17）年には、高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を図るための「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」）が制定され、高齢者虐待についての定義が規定されました。「高齢者虐待防止法」では、高齢者虐待の防止のみならず、高齢者を養護する人の支援も施策の柱の一つとされ、自治体による相談窓口の設置、高齢者虐待防止に関する事項の周知、専門的な人材の確保や資質の向上、体制の整備、迅速な対応等により、高齢者の権利擁護を図る施策が推進されてきました。

（１） 現状と課題

現在、出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びによる急速な高齢化が進行しています。

2024（令和6）年12月1日現在の人口推計における本県の65 歳以上の高齢人口は約24万人で、県人口の約37%を占め、県民の約3人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えています。

須崎市の2024（令和6）年12月1日現在の人口は、18,824人（住民基本台帳による）で、このうちいわゆる老年人口と言われる65歳以上の人口は、8,072人で、人口全体に占める割合は43%となっています。

こうした現状のなか、高齢者が自立し、住み慣れた地域や家庭において健康で生きがいを持って安心して暮らしていくためには、その能力等に応じた就労機会の確保や社会参加の促進、その人の状態に応じた、自立と尊厳を支えるサービスが受けられる体制づくり、地域住民の力を活かした支え合いのしくみづくりが重要です。

須崎市では、2024（令和6）年3月に「須崎市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、高齢者の人権擁護に向けた取組等も含め、高齢者の保健福祉の向上を目指した取組を推進しています。

2024（令和6）年度に須崎市が実施した「人権に関する市民意識調査」では、「高齢者を狙った悪徳

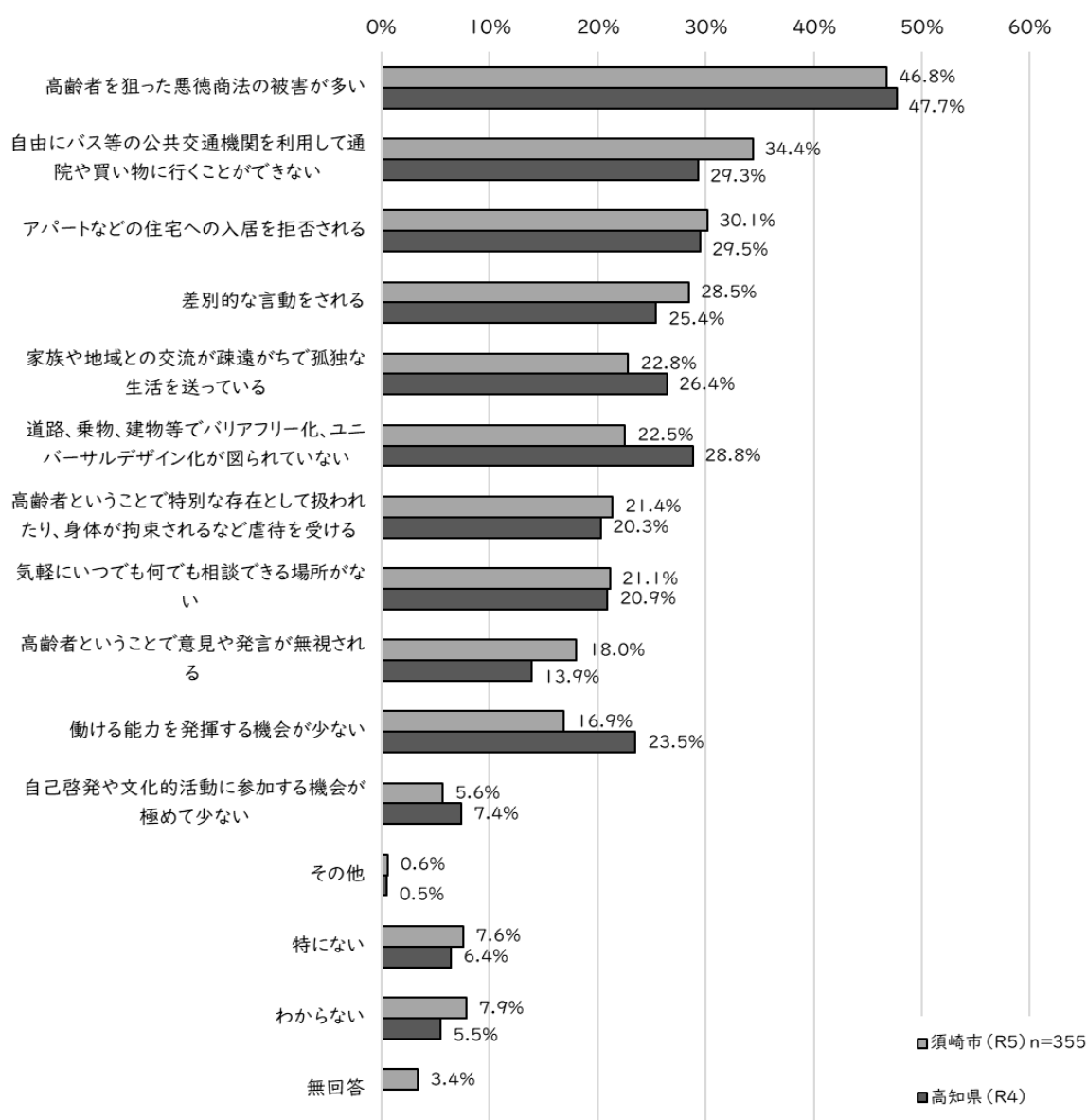
商法の被害が多い」、「自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない」、「アパートなどの住宅への入居を拒否される」、「差別的な言動をされる」といったことが、高齢者に関する人権上の問題点として上位にあがっています（図 9）。

県内では、高齢者への身体的、心理的、経済的虐待などの人権侵害は依然として発生しており、また、認知症高齢者の増加や、単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加、高齢者を介護する家族にとって、身体的、精神的、経済的な負担が大きいことなど、高齢者を取り巻く環境には多くの課題があります。

こうしたことから、高齢者が社会の一員として人権が尊重され、健やかで生きがいを持って安心して生活していくためには、今後も、高齢者を取り巻く多くの課題を解決していくための取組をさらに推進し、継続していく必要があります。

図 9 高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【複数回答】



(2) 推進方針

高齢者の人権が尊重され、安全安心に健康で生きがいを持って生活していける社会の実現を図ります。

- ①高齢者への理解を深める教育・啓発の推進
- ②世代を越えた交流やふれあいの機会の充実
- ③高齢者の雇用や社会参加の推進
- ④高齢者の人権擁護・権利擁護等に関する取組の充実

(3) 今後の取組

高齢者に対する理解や高齢者の人権について関心を高める取組、高齢者の人権が尊重される取組を推進します。

ア 教育

高齢者への理解を深め、豊かな人間性を育む教育を推進します。

(ア) 就学前教育

高齢者等と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、相手に対して親しみをもち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができる教育・保育を推進します。

(イ) 学校教育

高齢化の進行を踏まえ、学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会やその課題に関する理解を深める教育を推進します。

高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間のふれあいの機会の充実を図ります。

(ウ) 社会教育

社会教育諸学級や各種団体などにおいて、高齢社会の問題点や高齢者のおかれている社会的状況など、高齢者に対する理解を深めるための学習機会の提供や充実を図り、高齢者の持つ豊富な知識や経験を生かした世代間交流の機会を設けます。

イ 啓発

高齢者や高齢者の人権に対する理解を深める取組や啓発活動を推進します。

県等で実施されている、高齢者と同じ身体的な状況の疑似体験や介護講座、福祉教育・ボランティア学習実践講座などを活用し、高齢者や高齢者の人権に対する理解を深める取組を行うとともに、認知症に対する正しい知識を普及、啓発するため「認知症サポーター」の養成に取り組みます。

また、市民のネットワークや各種ボランティア活動との連携強化や、啓発パンフレットなどの作成・配布、ホームページ等を活用し、高齢者の積極的な社会活動や介護問題などについて、市民にわかりやすい広報活動に努めます。

ウ 高齢者の雇用や社会参加

高齢者が社会参加しやすい環境づくりに関する取組を促進します。

(ア) 高齢者の能力を活用した就業の促進

シルバー人材センター等が実施する、高齢者の能力を広く活用する機会の確保や、就業機会の拡大に向けた取組などを支援します。

(イ) 高齢者の社会参加の促進

地域でのボランティア活動など、高齢者の生きがい活動を支援します。

エ 高齢者の相談・支援体制の充実や人権擁護・権利擁護に関する取組

高齢者の人権や権利を守るため、高齢者と関わる機会の多い職員等の資質向上に努めます。

(ア) 高齢者虐待の防止

虐待防止に関する啓発活動を行うとともに、養介護施設の職員等を対象とした研修会を実施します。

また、「地域包括支援センター」²²が高齢者自身の生活上の課題や、ヤングケアラーなどその家族を含めた課題に対応し、他機関と連携しながら包括的な支援ができるよう、対応力を向上するための支援を行います。

(イ) 高齢者の権利擁護の推進

相談・支援体制の充実、介護保険サービス提供事業所、地域包括支援センター等の職員の資質の向上に努めます。

また、成年後見制度²³の利用促進に向けた取組を推進します。

【企業等に期待する取組】

高齢者への人権についての認識を深める取組や、高齢者の社会参加などに配慮した取組に期待します。

- ☐ 高齢者の使いやすい福祉機器・用具の開発
- ☐ 定年延長や再雇用、多様な雇用の場の創出
- ☐ 高齢者が社会に参加・貢献するシルバー人材センター事業等の取組への協力
- ☐ 須崎市や県が実施する高齢者の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力
- ☐ 高齢者が安心して働ける職場環境の整備

【市民に期待する取組】

高齢者に対し敬意と感謝の気持ちを持って接し、高齢者の持つ知識や技能、豊富な経験に学ぶ取組に期待します。

- ☐ 高齢者との交流活動への積極的な参加
- ☐ 高齢者の社会活動への協力

²² 「地域包括支援センター」：地域住民の心身の健康の保持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための援助や支援を包括的に担う地域の中核機関です。運営は、市町村または市町村から委託された法人が行います。

²³ 「成年後見制度」：認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合であっても自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し支援する制度です。

- ☐ 要介護高齢者やひとり暮らし高齢者などへの見守りや支え合い
- ☐ 「老人週間」²⁴への取組をはじめ、様々な世代間交流活動などへの積極的な参加
- ☐ 家庭や地域における高齢者の経験等に学ぶ自主的な取組
- ☐ 須崎市や県が実施する高齢者の人権に関する教育・啓発活動への積極的な参加と協力

²⁴ 「老人週間」：国民の祝日に関する法律が改正され、「敬老の日」が、「9月15日」から「9月の第3月曜日」に改められたため、2002（平成14）年から9月15日を「老人の日」とし、同日から9月21日までを「老人週間」としています。

5 障害者

人は誰もが、生まれながらにして、個人として尊重され、住み慣れた地域のなかで幸せな生活を送る権利を持っています。しかしながら、障害のある人が、地域の一員として日常生活や社会生活を送ろうとすると、様々な社会的障壁²⁵があります。

こうした社会的障壁をなくし、障害のある人が尊重されるように、国連では、1975（昭和50）年に「障害者の権利に関する宣言」を採択し、障害のある人の人権保障の基準を示しました。そして、1981（昭和56）年を「完全参加と平等」を基本理念にした「国際障害者年」と定め、世界各国に取組の推進を求めるとともに、予防・リハビリテーション・機会均等化の3つを柱にした「障害者に関する世界行動計画」を策定し、1983（昭和58）年からの10年間を「国連障害者の10年」として決めました。

また、2006（平成18）年には、障害者の権利及び尊厳を保護し、取組を促進するために、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を採択し、日本は、2014（平成26）年1月に批准しています。

国では、1993（平成5）年に「障害者基本法」が制定され、全ての障害者は個人としての尊厳を有し、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが定められました。

また、同年には、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」²⁶を理念に、全ての人の参加による全ての人のための平等な社会づくりを推進することを定めた10年を期間（1993（平成5）年度～2002（平成14）年度）とする「障害者対策に関する新長期計画」（のちの「障害者基本計画」）を決定し、1995（平成7）年には、この計画の重点施策実施計画として「障害者プラン」が定められ、障害のある人に関する施策を総合的、計画的に推進することが示されました。

2004（平成16）年、「障害者基本法」が改正され、障害を理由にした差別等の禁止や障害のある人の自立、社会参加による福祉の増進について、国や地方公共団体などの責務が規定されました。

さらに、2011（平成23）年には、内閣の「障がい者制度改革推進本部」のもとに設置された「障がい者制度改革推進会議」での議論を踏まえ、基本理念や「社会モデル」の考え方を踏まえた障害の定義の見直しなどの改正が行われました。

福祉制度は、2003（平成15）年に、行政がサービスの提供や可否や種類等を決定する、いわゆる「措置制度」から、障害のある人が自らサービスを選択し、事業者と直接契約する「支援費制度」に改められました。2006（平成18）年には、「支援費制度」の地域格差や障害種別ごとの格差といった諸問題を解決するため、「障害者自立支援法」が施行され、さらに、2013（平成25）年には、「障害者基本法」の改正等を踏まえて「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改められ、難病患者等がサービスの対象となりました。

その他、2006（平成18）年には、障害のある人等が日常生活において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進等を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が、2009（平成21）年には、中小企業における障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなどを内容とする「改正障害者雇用促進法」が施行され、民間企業等で障害者雇用が進むなど、障害者の社会参加が進みました。一方で、2018（平成30）年には、国や地方自治体において、法定雇用率の参入方法のガイドラインの不適切な解釈等により雇用率が規定を満たしていない事例などがあったことが問題となりました。

²⁵ 「社会的障壁」：障害がある人にとって、日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

²⁶ 「ノーマライゼーション」：障害のある人を特別視するのではなく、社会のなかで普通の生活が送れるように条件を整えるべきであり、障害のある人もない人も共に生活し、活動できる社会こそ当然の社会であるとする考え方です。

障害のある人の権利擁護については、2012（平成24）年10月には、障害のある人への虐待の防止に関する施策の促進や通報義務を課すことを記した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、2016（平成28）年4月には、不当な差別的取扱いの禁止と行政機関等及び事業者に対して合理的配慮²⁷を行うことを求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、それぞれ施行されるなど、障害のある人の人権が尊重されるための法整備が進められています。

また、2017（平成29）年2月には、2020年に開催予定であった東京オリンピック・パラリンピック大会を契機として、「心のバリアフリー」やユニバーサルデザインの街づくりを推進するための「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されました。

2022（令和4）年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行され、障害のある人の情報の取得・利用及び意思疎通に係る施策の推進に向けた地方公共団体や事業者・国民の責務等が明記されました。

（１） 現状と課題

障害のある人が日常生活や社会生活を営むうえの社会的障壁は、完全になくなっているわけではありません。2024（令和6年）年度に須崎市が実施した「人権に関する市民意識調査」でも、「差別的な言動をされる」、「就労の機会が少ない」、「就職・職場で不利な扱いを受ける」、「交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」など、障害のある人に対する差別や障害のある人にとっての様々な障壁に関することが障害のある人に関する人権上の問題点の上位を占めています。（図 10）

2007（平成19）年には、特別支援教育が新たな制度としてスタートしました。特別支援教育は、発達障害²⁸も含めて特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものであり、全国の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒の6.5%（2011（平成23）年度推定値）が、特別な支援を必要としていると把握されています。

須崎市では、2024（令和6）年3月に「須崎市地域福祉計画（第4次）」を策定、「第4期障がい者計画」「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」を策定して継続した取組を進めています。

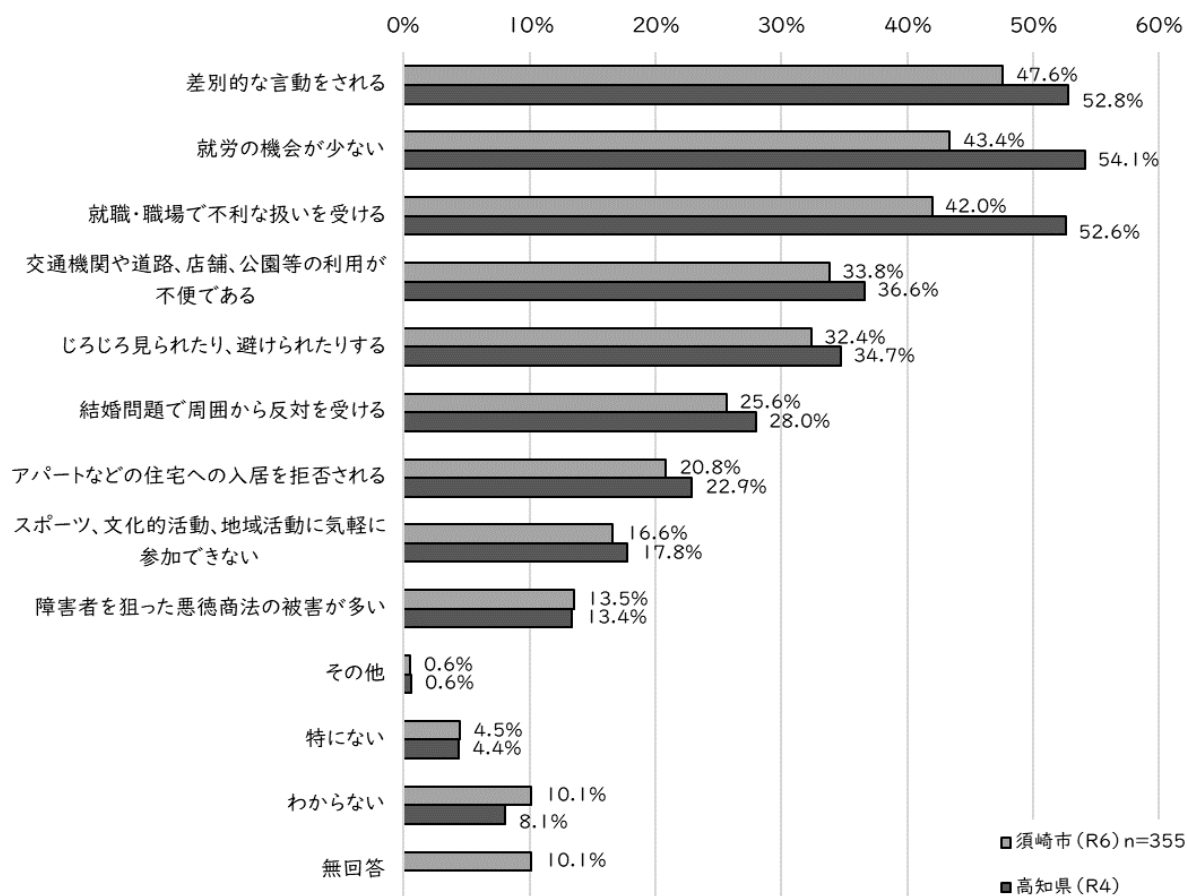
障害のある人やその家族が、周りの人たちの障害に対する理解が十分でないことなどによって、人間としての尊厳を傷つけられることがないよう、障害のある人もない人も、共に支えあい、安心して生き生きと暮らせる社会を実現するための取組が重要です。

²⁷ 「合理的配慮」：行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものをいいます。2021（令和3）年に障害者差別解消法が改正され、2024（令和6）年4月から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

²⁸ 「発達障害」：「発達障害者支援法」（2004（平成16）年12月公布・2005（平成17）年4月施行）には、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして第3次（2013（平成25）年度～2017（平成29）年度）、第4次（2018（平成30）年度からの5年間）と策定されています。

図 10 障害者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【複数回答】



(2) 推進方針

障害のある人もない人も、共に支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会」の実現を目指します。

- ①障害及び障害のある人への理解を深める教育・啓発の推進
- ②身近な地域での相談・支援体制の充実や権利擁護に関する取組の推進
- ③障害のある人の自立や社会参加に向けた主体的な取組の推進
- ④障害のある人の雇用の促進や働きやすい環境の整備
- ⑤障害のある人の人権擁護・権利擁護等に関する取組の充実及び差別解消に向けた取組の推進

(3) 今後の取組

社会全体が障害や障害のある人について正しく理解する取組や、障害のある人の人権が尊重される取組を推進します。

ア 教育

障害について正しく理解し、障害のある人との交流等を通じて、互いに支え合う心を育む教育を推進します。

(ア) 就学前教育

障害のある人や子どもと共に過ごす経験をすることや、互いに認め合い仲間として気持ちを通じ合うことの実感を通して、将来、障害に対して正しい理解をもち、相互に人格と個性を尊重し合えるための教育・保育を推進します。

(イ) 学校教育

学校教育活動全体を通じて、障害者に関する理解、社会的支援や介助・福祉の問題等の課題に関する理解を深める教育を推進します。併せて、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システム²⁹の構築や、交流及び共同学習の機会を積極的に設け、ふれあう機会を通じて、障害や障害のある人に関する理解を深め、人を尊重する態度、尊敬や思いやる気持ちなど、豊かな人間性を育むための教育を推進します。

また、特別支援教育の体制整備を推進し、その質的な向上を図っていきます。

さらに、発達障害等のある子どもが、自分の特性を生かして社会的・職業的自立ができるよう取組を推進します。

(ウ) 社会教育

障害や障害のある人に対する意識上の障壁を取り除き、差別や偏見をなくしていくために、学習機会を提供するとともに、障害のある人との交流を通して相互理解を深める教育を推進します。

イ 啓発

障害や障害のある人に対する理解を深める広報や啓発活動に努めます。

「障害者作品展」などを通じて、障害のある人となない人の交流を図り、相互理解を深めます。

また、研修会の開催や、企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、障害や障害のある人に対する理解を深める啓発活動を行います。

そして、各分野における情報アクセシビリティの向上を推進し、障害のある人が必要とする情報を十分に取得・利用できるように、情報保障に関する普及啓発を強化します。

ウ 障害のある人の社会参加と雇用の促進等

障害のある人が生き生きと暮らせるよう、障害のある人の社会参加を推進するための環境整備や、雇用を促進する取組を推進します。

(ア) 障害のある人の社会参加の促進

文化・芸術活動、障害者スポーツの振興など、障害のある人が社会的活動に参加しやすい環境を

²⁹ 「インクルーシブ教育システム」：「障害者の権利に関する条約」（2006（平成18）年、国連採択）第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであると述べられています。

整備します。

(イ) 障害のある人の雇用の促進等

労働局、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター³⁰及び障害者就業・生活支援センター³¹などの関係機関と連携し、障害のある人の就労支援や職場定着に取り組めます。

エ 障害のある人の相談・支援体制の充実や人権擁護・権利擁護等に関する取組

障害のある人の人権や権利を守るため、正しい情報の提供や啓発等を行うとともに、差別解消に向けた取組を推進します。

(ア) 障害のある人の人権擁護・権利擁護の推進

障害者虐待の防止等のための情報の提供や、広報その他の啓発活動を実施していきます。

また、成年後見制度の普及に努めます。

(イ) 差別解消の取組の推進

障害を理由とする差別の解消は、全ての市民がともに解決すべき社会全体の課題であると捉えて、障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、差別を解消し、社会的障壁を取り除くよう、差別解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。県では、障害を理由とする差別をなくすことで障害のある人もない人も全ての市民が安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が一体となって取組を進めるため、「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」を制定しました（2024（令和6）年4月施行）。今後は、「障害者差別解消法」の趣旨を周知するため、関係機関と連携した普及啓発を行います。

また、2024（令和6）年4月からの民間事業者による合理的配慮の提供の義務化に併せて、障害のある人やご家族だけでなく、事業者からの相談にも対応するため、相談・支援体制の充実を図ります。

- 障害者虐待防止センターの周知と相談への対応を行い、虐待の早期発見・早期対応と、虐待を受けた人、及び養護者への支援等に取り組めます。
- 障害のある人に対し、財産保護など権利擁護を推進するため、日常的な金銭管理等の相談支援に取り組めます。

【企業等に期待する取組】

障害や障害のある人に対する理解を深め、社会参加を推進する取組を期待します。

- ☐ 障害のある人の雇用の促進や働きやすい環境の整備
- ☐ 障害や障害のある人に対する理解のための職場研修の実施
- ☐ 病院など公共的な施設などにおけるユニバーサルデザインに向けた取組
- ☐ 「ひとにやさしいまちづくり」への取組
- ☐ ユニバーサルデザインの商品開発
- ☐ 須崎市や県が実施する障害のある人の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

³⁰ 「障害者職業センター」：障害のある人や障害のある人を雇用する事業主などに対して、公共職業安定所（ハローワーク）と連携をとりながら、就職のための相談から就職後の職業適応指導までの一連の業務を行います。

³¹ 「障害者就業・生活支援センター」：障害のある人が就労し、経済的に自立していくため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う機関です。

【市民に期待する取組】

障害や障害のある人に対する理解を深め、人権の尊重と社会参加に配慮した取組を期待します。

- 障害や障害のある人に対する正しい理解のための研修会などへの参加
- 障害のある人との交流の場・ボランティア活動への積極的な参加と協力
- 街なかでの、障害のある人への心配り（やさしさを行動に）
- 「ひとにやさしいまちづくり」への取組
- 家庭や地域における自主的な学習の取組
- 須崎市や県が実施する障害のある人の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

6 感染症患者等

I エイズ患者・H I V感染者等

エイズや結核、B型・C型肝炎等の感染症に対する誤った知識や思い込みから、感染した人やその家族等を差別や偏見で苦しめてしまうことがあります。

こうした感染症のうち、エイズについては、その原因は、H I V³²といわれる非常に感染力の弱いウイルスであり、通常ではうつりにくい病気であることがわかっています。

エイズに関して、国連では、1988（昭和63）年にWHO（世界保健機構）がエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別や偏見と差別の解消を図るため、毎年12月1日を「世界エイズデー」³³と定め、啓発活動の実施を提唱しました。

国では、1986（昭和61）年から翌年にかけて全国的にエイズ問題がクローズアップされ、当時は、治療方法や感染経路などが特定し難い病気であるという情報などによって、国民のエイズに対する意識が誤ったイメージとして定着しました。

その後、1992（平成4）年に公衆衛生審議会の専門委員会が、誤った理解に基づく差別や偏見が根強く存在している現状から、国民を対象にした幅広い啓発が必要とのアピールを行いました。

1998（平成10）年には、患者等の人権尊重に配慮した内容の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を制定し、翌1999（平成11）年に「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（エイズ予防指針）を公表しました。

また、2006（平成18）年には、「エイズ予防指針」が改正され、正しい知識の普及啓発及び教育並びに保健所等における検査・相談体制の充実等による発生の予防及びまん延の防止、患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等の観点から新たな施策の方向性を示し、国や地方公共団体、医療関係などが共に連携して総合的な取組を推進していくこととされました。

そして、2012（平成24）年には、さらに同指針が改正され、性に関する意思決定や行動選択に係る能力の形成過程にある青少年、言語的に障壁や文化的障壁のある外国人及び性的指向の側面で配慮の必要なMSM（男性間で性行為を行う者をいう）などの個別施策層³⁴に対して、人権や社会的背景に最大限配慮した、きめ細かく効果的な施策を実施することが追加されました。

その後も、個別施策層を中心に新規H I V感染者・エイズ患者が報告されており、報告数は2008（平成20）年をピークに年間約1,500件前後で推移しています。また、近年の抗H I V療法の進歩は、感染者等の生命予後を改善した一方で、エイズを発症した状態で感染が判明した者の割合が依然として3割と高い水準となっているなど、早期発見に向けたさらなる施策が必要であるとされています。こうした状況から2018（平成30）年1月に第3次の改正が行われ、効果的な普及啓発、発生動向調査の強化、保健所等・医療機関での検査拡大及び予後改善に伴う新たな課題へ対応するための医療の提供の方針が示されました。

³² 「H I V」：H I V（Human Immunodeficiency Virus：ヒト免疫不全ウイルス）。エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因となるウイルスで、非常に感染力の弱いウイルスです。通常の社会生活では感染者と暮らしても、まず感染することはありません。このウイルスが体のなかで増えると、体に備わっている抵抗力（免疫）が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍が引き起こされることがあります。

³³ 「世界エイズデー」：WHO（世界保健機構）は、1988（昭和63）年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しています。なお、1996（平成8）年より、WHOに代わってUNAIDS（国連合同エイズプログラム）が提唱者となっています。

³⁴ 「個別施策層」：感染の可能性が疫学的に懸念されながらも、感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から適切な保健医療サービスを受けていないと考えられるために施策の実施において特別な配慮を必要とする人々をいいます。

(1) 現状と課題

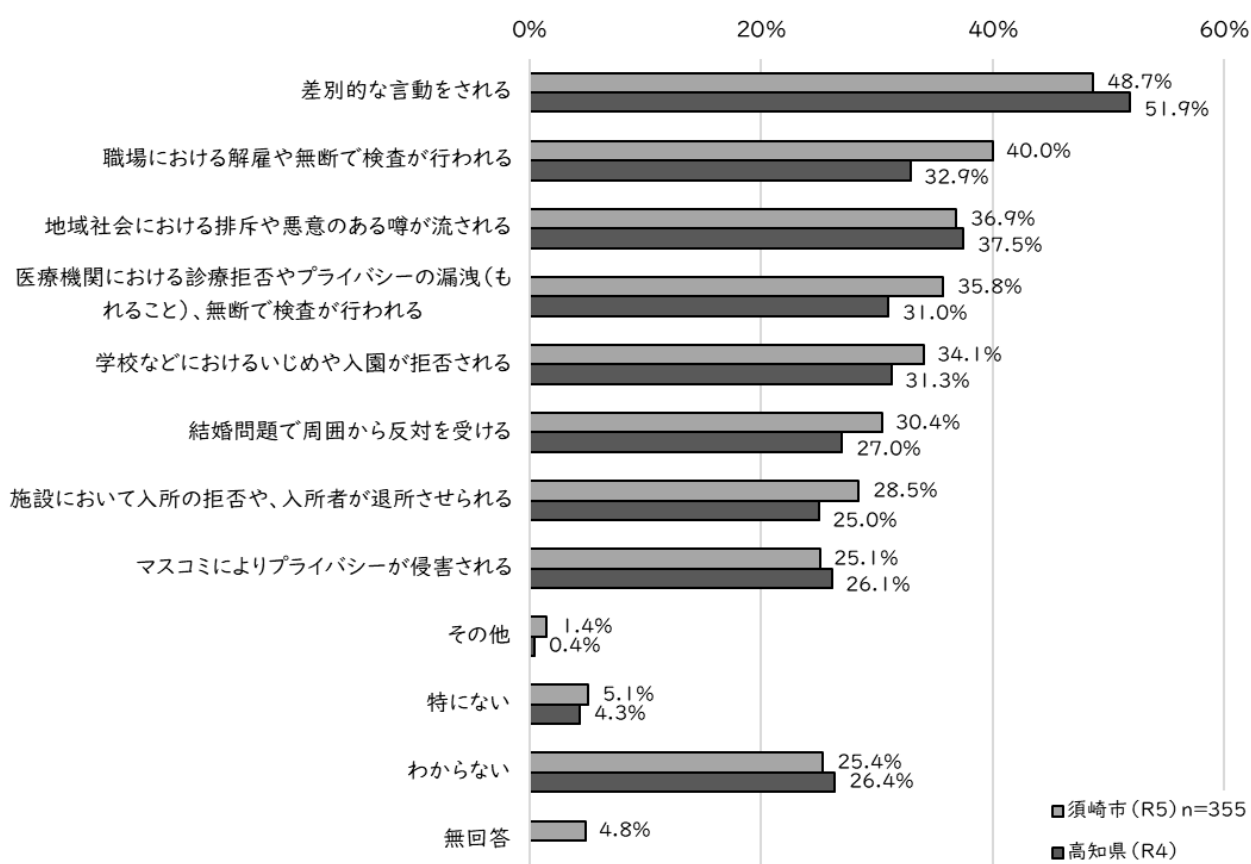
県では、エイズや結核、B型・C型肝炎等の感染症に関して、自分の健康は自分で守るという観点から、正しい予防知識及び予防行動の普及を行っています。また、「H I V検査普及週間（6月1日～6月7日）」での時間外の検査や相談の実施、「世界エイズデー」にあわせた啓発活動、学校教育と連携したエイズ予防・啓発教育などの取組が行われています。

こうした国・県のエイズに関する様々な情報の提供や取組により、社会のエイズに対する理解は一定進んできましたが、今なお、誤った認識や偏見が存在しています。感染症発生時には、患者を取り巻く環境のなかで、全国的には正しい知識や理解不足による差別や偏見、プライバシーの侵害などが、いまだにみられる状況です。

2024（令和6）年度に須崎市が実施した「人権に関する市民意識調査」でも、エイズ患者・H I V感染者等に関する人権上の問題点として、「差別的な言動をされる」、「職場における解雇や無断で検査が行われる」、「地域社会における排斥や悪意のある噂が流される」、「医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断で検査が行われる」などが上位になっています。一方、「わからない」とする回答が25.4%となっています（図 11）。

今後も、エイズ等の感染症について、より一層の正しい知識の普及・啓発を図るとともに、感染者や患者の人権を大切にした社会づくりを行っていくことが必要となっています。

図 11 エイズ患者・H I V感染者、その家族等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。【複数回答】



(2) 推進方針

患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域で共に生活できる社会の実現を図ります。

- ①エイズ等の感染症について、正しい知識を身に付ける教育の推進
- ②感染予防対策を通じた啓発活動の実施や正しい情報の提供
- ③エイズ患者・H I V感染者への相談・支援体制の充実

(3) 今後の取組

県や関係機関との連携を図り、エイズ等についての正しい教育・啓発を推進します。

ア 教育

エイズ等の感染症について、正しい知識を身に付ける教育を推進します。

(ア) 就学前教育

生命の大切さと人を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

エイズ患者やH I V感染者等に対するいたづらな不安や偏見を払拭するため、児童生徒の発達段階や実態に応じ、エイズ等に関する理解を深める教育を行います。

(ウ) 社会教育

社会教育諸学級や各種団体などにおいて、エイズ等に関する正しい知識の普及を図るため、情報の提供や学習機会の充実に努めます。

イ 啓発

エイズ等の感染症や感染予防対策について、正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

「世界エイズデー」を中心としたキャンペーンやレッドリボン運動³⁵の普及にあわせた啓発活動に取り組みます。また、広報誌やホームページ等を活用した広報活動を通じて、正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

ウ エイズ患者・H I V感染者への相談・支援体制

エイズ患者・H I V感染者への相談体制の充実に努めます。

【企業等に期待する取組】

エイズ等の感染症に対する正しい認識を深め、雇用や企業活動などにおいて、差別や偏見のない取組を期待します。

□ 須崎市や県が実施するエイズ等の感染症に関する教育・啓発活動への積極的な参加と協力

³⁵ 「レッドリボン運動」：エイズへの理解のしるしとして胸に赤いリボンをつける運動で、エイズで命を失った友人を追悼するため、ニューヨークの芸術家たちが胸に赤いリボンを付けたことに由来しています。

- エイズ等の感染症に対する正しい認識を深めるための研修など、職場における積極的な取組

【市民に期待する取組】

エイズ等の感染症に対する正しい認識を深め、差別や偏見をなくしていく取組を期待します。

- 須崎市や県が実施するエイズ等の感染症に関する教育・啓発活動への積極的な参加と協力
- レッドリボン運動などへの参加

II ハンセン病元患者等

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる慢性の感染症で、かつては「らい病」と呼ばれ、体の一部が変形したり、人里離れた療養所に強制隔離されることで「伝染しやすい病気」「遺伝病」という誤った理解が社会に広まり、このことにより偏見、差別が助長されてきました。

実際は、「らい菌」の感染力は極めて弱く、現在は治療薬もあり、早期に治療すれば身体に障害が残ることはありませんが、治療薬ができる以前に病気が進行した人たちのなかには、重い後遺症が残った人が多くいます。

国では、1907（明治40）年に制定された「^{らい}癩予防ニ関スル件」からハンセン病政策がはじまり、1931（昭和6）年に制定された「^{らい}癩予防法」（1953（昭和28）年に「^{らい}予防法」に改正）以降発病した人は、ハンセン病療養所に強制的に終生隔離されるなど、非人道的な扱いを受け、患者と家族はいわれなき差別と偏見に苦しめられてきました。

「^{らい}予防法」は1996（平成8）年に廃止され、2001（平成13）年には、強制的な隔離政策により人権を侵害されたとして、療養所の入所者等が提訴していた裁判で、国の賠償責任を認める判決が出されました。これに対して国は控訴を断念し、同年に「ハンセン病療養所入居者等に対する補償金の支給等に関する法律」が定められ、損失補償や名誉回復及び福祉増進を目的とした各種施策が実施されています。

これらの取組により、ハンセン病元患者等が受けた被害の回復については、一定の解決が図られているところですが、未解決の問題も残されています。とりわけ、社会に根強く残る偏見・差別の解消、元患者が地域社会から孤立することなく、安心して平穏に暮らすことができる環境整備などです。

これらの問題の解決のため、元患者等による努力が重ねられ、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が、2009（平成21）年に施行されました。これに伴い、国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障、社会復帰の支援及び社会生活の援助、名誉回復及び死没者の追悼、親族に対する援護等に関する施策を実施することとなりました。

（１） 現状と課題

県では、これまで、啓発冊子の配布や中高生による療養所訪問などの交流事業、療養所入所者の里帰り支援などの取組が行われています。

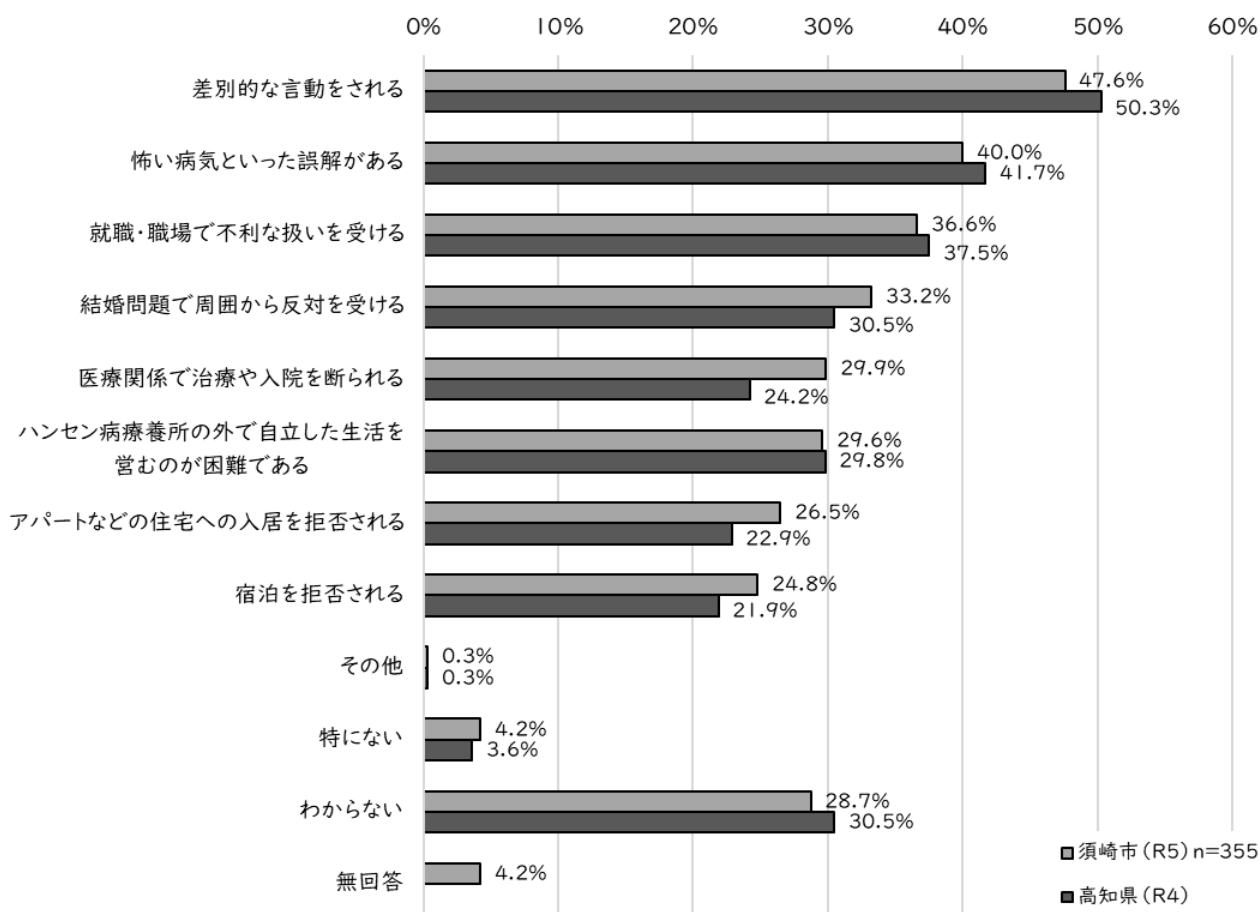
しかしながら、こうした取組の成果がみられる一方、現在も社会のなかでは、「怖い病気」という誤った認識や、ハンセン病元患者の容姿に対しての偏見や差別が残っています。

2024（令和6）年度に須崎市が実施した「人権に関する市民意識調査」でも、ハンセン病元患者等に

関する人権上の問題点として、「差別的な言動をされる」、「怖い病気といった誤解がある」、「就職・職場で不利な扱いを受ける」、「結婚問題で周囲から反対を受ける」などが上位になっています。一方、「わからない」とする回答が28.7%となっています。（図 12）

このような現状を踏まえ、今後も引き続き、入所者が里帰りしやすい体制づくりや、ハンセン病に対する正しい知識の普及と啓発が求められています。

図 12 ハンセン病元患者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。【複数回答】



（２） 推進方針

ハンセン病元患者等が差別を受けることなく、安心して生活できる社会の実現を図ります。

- ①ハンセン病について、正しい知識を身に付ける教育の推進
- ②ハンセン病について、正しい知識の普及・啓発活動の推進
- ③ハンセン病元患者等への支援体制の充実

(3) 今後の取組

ハンセン病元患者等への支援と、ハンセン病に関する正しい知識を身に付ける教育・啓発を推進します。

ア 教育

ハンセン病に関する正しい知識を身に付ける教育を推進します。

(ア) 就学前教育

生命の大切さと人権を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

児童生徒の発達段階や実態に応じ、ハンセン病についての正しい知識を身に付ける教育を行います。

(ウ) 社会教育

社会教育諸学級や各種団体などにおいて、ハンセン病に対する正しい知識の普及に努めます。

イ 啓発

広報誌やホームページ等を活用した広報活動を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

ウ ハンセン病元患者等への支援体制

県と連携して、ハンセン病元患者等が安心して生活できるための支援や交流事業に努めます。

【企業等に期待する取組】

ハンセン病に対する正しい認識を深め、企業活動などにおいて、差別や偏見のない取組を期待します。

☐ 須崎市や県が実施する教育・啓発活動への積極的な参加と協力

☐ ハンセン病に対する正しい認識を深めるための研修など、職場における積極的な取組

【市民に期待する取組】

ハンセン病に対する正しい認識を深め、差別や偏見をなくしていく取組を期待します。

☐ 須崎市や県が実施する教育・啓発活動への積極的な参加と協力

7 外国人

国連において、1965（昭和40）年に採択された「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）は、我が国でも1995（平成7）年に批准され、国内においても人種差別や外国人差別などあらゆる差別の解消に向けた取組が進められてきました。

国では、2006（平成18）年に、今後のグローバル化の進展及び人口減少傾向を勘案し、外国人住民のさらなる増加を予想し、外国人住民施策が全国的な課題となりつつあるとの認識のもと、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推進しています。

こうした中、最近の深刻な人手不足により、生産性の向上や国内人材の確保を協力を推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の技能を有し即戦力となる外国人材の受入を拡大するため、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（改正入管難民法）が施行され、2019（平成31）年4月1日から新制度の運用が開始されることになりました。

また、文部科学省では、2006（平成18）年度から2009（平成21）年度まで、国際理解を深め、国際社会で主体的に活躍できる人材を育成するための「国際教育推進プラン」を実施し、国際理解教育の推進に努めています。

さらに、外国人の子どもの公立学校での受入れに当たり、適切な日本語指導や適応指導を行う体制を支援するため、日本語指導等を行う教員を配置するため加配定数の措置、独立行政法人教員研修センターにおける日本語指導者等に対する研修の実施、自治体が行う初期適応指導教室の実施や、支援員の配置等の取組を支援する事業を実施しています。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がマスメディアやインターネット等で大きく報道され、こうした言動は、ヘイトスピーチと呼ばれ、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねないことから、国は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）を2016（平成28）年6月に施行しました。

（1）現状と課題

2024（令和6）年3月31日現在、須崎市内には、461人の外国人が暮らしており、農業、製造業、その他様々な職種に従事しています。

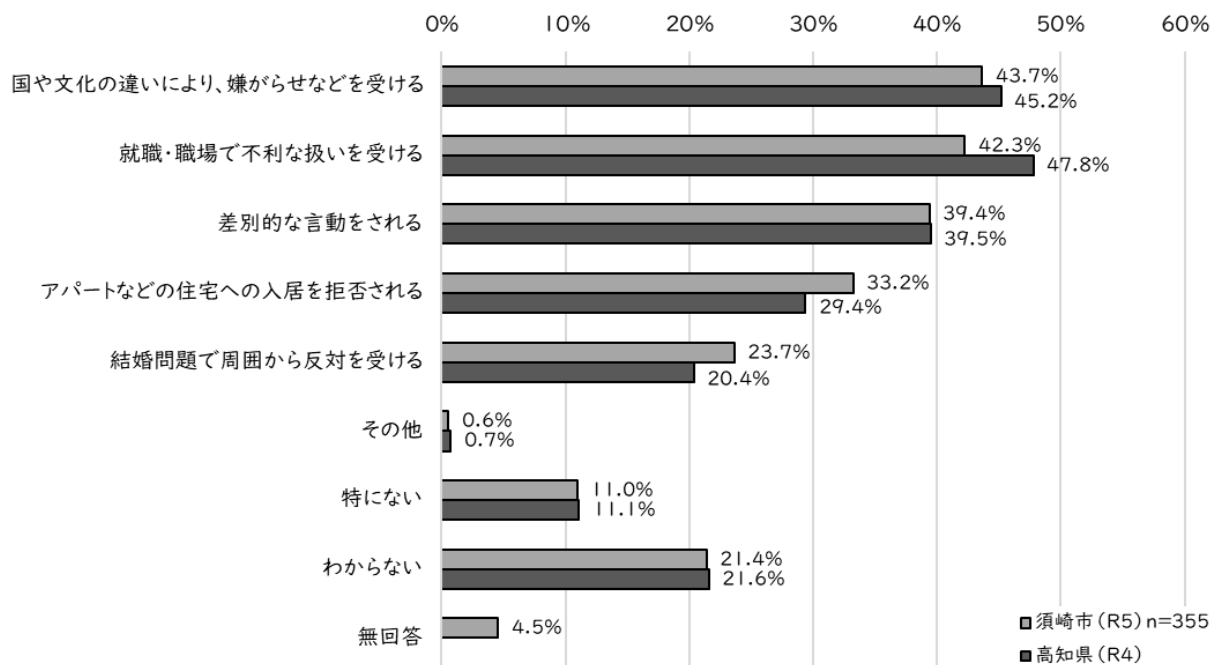
しかし、言語・文化・習慣・価値観などの相互理解が十分でないことや、人種、民族、国籍などに対する固定的なものの見方が人権侵害につながる場合もあります。

2024（令和6）年度に須崎市が実施した「人権に関する市民意識調査」でも、「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」、「就職・職場で不利な扱いを受ける」、「差別的な言動をされる」、「アパートなどの住宅への入居を拒否される」などが外国人に関する人権上の問題点の上位になっています。（図 13）

また、高知県国際交流協会へは、雇用や労働、医療・住居に関する困りごとなどに関する相談があります。

よって、今後も、外国人にとっても暮らしやすいと感じてもらえる地域社会づくりを目指して、地域における国際化を推進する必要があります。

図 13 日本に住む外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。【複数回答】



(2) 推進方針

多様な文化や民族の違いを理解し、外国人にとっても安心して暮らしやすい、差別や偏見のない社会の実現を図ります。

- ①多様な文化を理解し合う教育・啓発の推進
- ②外国人との交流やふれあいの機会の充実
- ③外国人が暮らしやすい地域社会づくりの推進
- ④外国人に関する相談・支援体制の充実

(3) 今後の取組

外国人との交流や外国文化を理解し合う教育・啓発を推進し、国際化時代にふさわしい多文化共生の社会づくり及び人権意識の高揚を図る取組を推進します。

ア 教育

就学前教育や学校教育、社会教育において、国際理解教育を推進します。

特に、韓国や中国等のアジアの近隣諸国についての理解を深めていきます。

(ア) 就学前教育

外国の文化や慣習等に触れながら、互いに尊重し合う心や態度を育てる保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

国際理解教育を通して、広い視野を持ち、異文化を理解するとともに、これを尊重する態度や、異なる文化を持った人々と共に協調して生きる態度の育成に努めます。

(ウ) 社会教育

地域レベルでの国際交流を促進し、異文化への理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図ります。

イ 啓発

外国人と市民との交流を推進し、国際理解を通じて人権尊重の啓発を行います。

また、講演会の開催などにより、市民の国際的な人権感覚と意識の高揚を図ります。

広報誌やホームページ等を活用した広報活動を通じて、外国人や異文化に対する正しい知識の普及・啓発を図り、県と協力して外国人にとってわかりやすい「やさしい日本語」の普及・啓発に努めます。

ウ 外国人が暮らしやすい地域社会づくり

相談・支援体制を充実するとともに、外国人が安心して生活できるように、県やその他関係機関・団体等と連携に努めます。

【企業等に期待する取組】

海外からの人材の受け入れなどに際し、相手国と対等なパートナーシップに立った取組を期待します。また、自主的な国際交流・国際協力への参加を期待します。

- ☐ 外国人材の人権を尊重した受入れと職場環境づくり
- ☐ 仕事や生活に必要な日本語学習の機会の提供及び学習支援
- ☐ やさしい日本語の使用など、外国人にとってわかりやすい方法を用いたコミュニケーションの促進

【市民に期待する取組】

諸外国の文化・人権などを尊重した国際交流・国際協力への参加を期待します。

また、地域社会のなかで外国人との自然な交流が可能となるよう、地域日本語教室への参加などの地域に根ざした交流や若者の国際理解の場への積極的な参加を期待します。

- ☐ イベントやフェアなど、外国人とのふれあいの場への参加
- ☐ 地域日本語教室やホームステイなどの国際交流ボランティア活動への参加
- ☐ やさしい日本語の使用など、外国人にとってわかりやすい方法を用いたコミュニケーションの促進

8 犯罪被害者等

国連では、1985（昭和60）年に「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原理宣言」が採択され、各国は被害者等に対する情報の提供や物心両面の社会的援助とともに、警察等の機関の職員に対する教育やガイドラインの策定などが求められました。

国では、1980（昭和55）年に犯罪被害者等に給付金を支給する「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、翌1981（昭和56）年には、犯罪被害遺児に奨学金を支給する「財団法人犯罪被害救援基金」（2011（平成23）年からは公益財団法人）が設立され、犯罪被害者等に対する経済的援助が進められました。

2005（平成17）年には、「犯罪被害者等基本法」が施行されるとともに、「犯罪被害者等基本計画」が定められました。

2008（平成20）年には、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改められ、犯罪被害給付制度の拡充が図られるとともに、犯罪被害者等に対する支援を行う民間の団体の自主的な活動の促進や、犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動の促進に関する規定が整備されました。

2011（平成23）年には、「第2次犯罪被害者等基本計画」が、2016年（平成28）年には「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害給付制度や公費負担制度の一層の拡充が行われ、犯罪被害者等のための施策が大きく進展しました。

2021（令和3）年3月に閣議決定された「第4次犯罪被害者等基本計画」には、地方公共団体における犯罪被害者等支援の更なる充実、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への相談体制の充実等の各種施策が盛り込まれ、関係府省庁の緊密な連携の下、犯罪被害者等施策を強力に推進しています。

これらの施策の実効性をさらに高めるため、国民の理解を深め、社会全体での犯罪被害者等を支える気運の一層の醸成が求められています。

（１） 現状と課題

犯罪被害者とその家族は、事件そのものによる直接的な被害だけではなく、収入の途絶やその後の弁護士費用、医療費の増加などの経済的負担、捜査や裁判の段階での精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道など、被害後に生じる様々な問題（二次被害）にも苦しめられます。

また、心身の回復や裁判のために仕事を継続することが困難な場合もあります。

2024（令和6）年度に須崎市が実施した「人権に関する市民意識調査」でも、「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」、「事件のことについて周囲に噂話をされる」、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」などが犯罪被害者等に関する人権上の問題点の上位になっています。（図 14）

現在、県では、「高知県犯罪被害者等支援条例」（施行：2020（令和2）年4月）及び「犯罪被害者等の支援に関する指針」（施行：2021（令和3）年4月）に基づき、犯罪の被害に遭われた方々に、必要な支援を被害直後から途切れることなく提供することができるよう関係機関と連携し、誰もが安心して暮らすことができる地域社会をつくることを目指して、各種支援施策に取り組んでいます。具体的に

は、「高知県犯罪被害者等支援相談窓口」³⁶を設置するとともに、経済的支援制度や「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」³⁷の運営、支援に携わる人材の育成や県民の理解を深める広報啓発などを行っています。

また、県警察本部「被害者支援室」においても、犯罪被害者に対する情報提供等をはじめ、捜査過程における犯罪被害者の負担軽減、相談・カウンセリング体制の整備、犯罪被害者の安全の確保、被害者支援に関する広報活動等、様々な側面から被害者支援の充実を図るとともに、「犯罪被害者ホットライン」³⁸による相談対応を行っています。

加えて、民間支援団体である「こうち被害者支援センター」³⁹では、犯罪被害者等からの電話・面接での相談をはじめ、警察・病院・裁判所等への付添いや、法律相談、自宅訪問などの直接的な支援、被害者支援の必要性を訴える講演・広報活動を実施しています。また、2016（平成28）年度末には県内全市町村に、犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行う「総合的対応窓口」が設置されています。

このように、県、県警察、こうち被害者支援センターを中心に、須崎市など県内全市町村に設置されている「総合的対応窓口」や関係支援機関と連携し、犯罪被害者がどの機関に相談しても必要な支援が提供できる支援体制を構築しています。

事件・事故が毎日のように発生している今日では、誰もが犯罪被害者等になる可能性があります。犯罪被害者とその家族がおかれている状況を理解し、平穏な生活が取り戻せるよう配慮することが必要となっています。

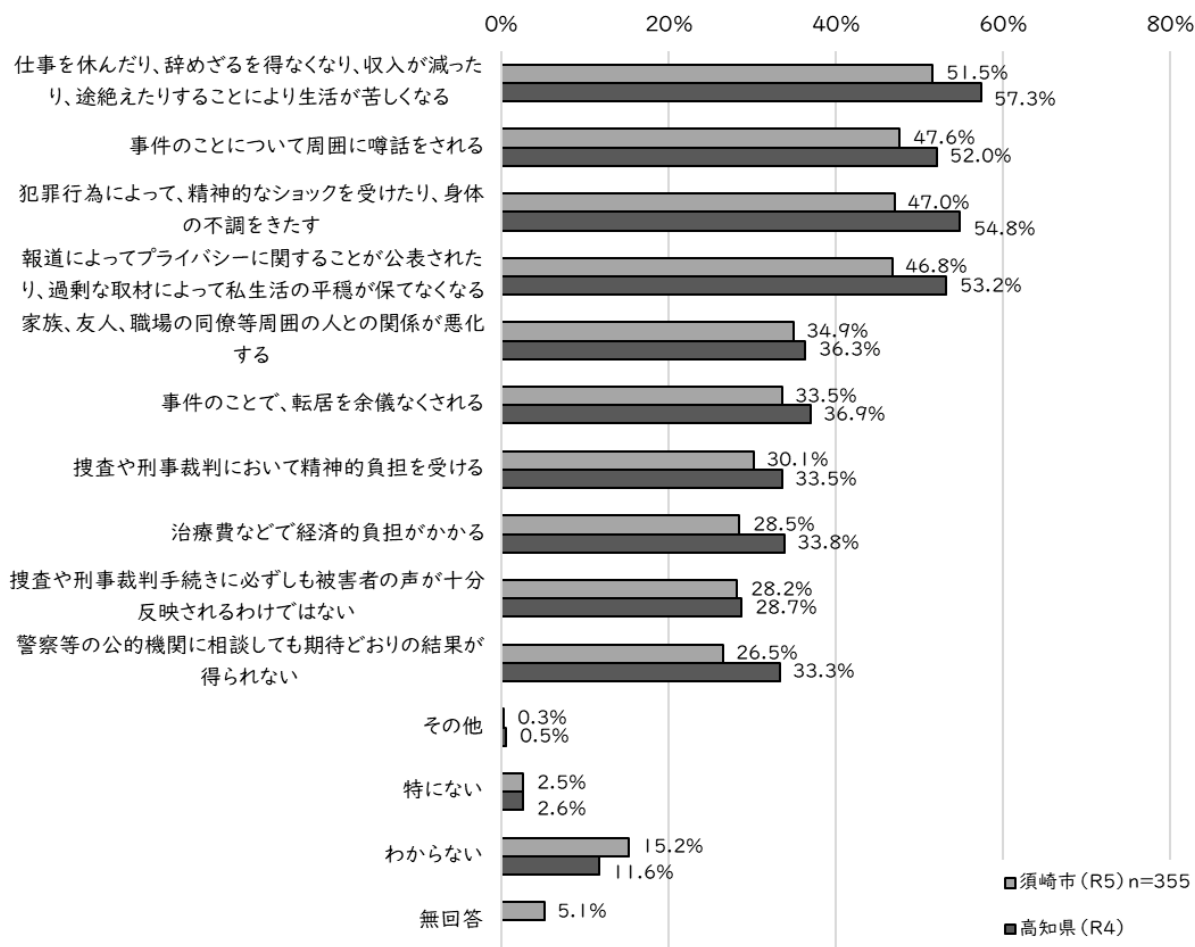
³⁶ 「高知県犯罪被害者等支援相談窓口」：県庁内に設置された相談窓口です。専任の相談員が電話や面接により相談を受け、必要な支援を途切れることなく提供できるよう、関係機関と連携し調整します。

³⁷ 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」：全都道府県で設置している医療的支援、法的支援、心理的支援などを可能な限り一カ所で提供する地域における被害者支援の中核的な機関。県内では、「性暴力被害者サポートセンターこうち」で支援を行っています。

³⁸ 「犯罪被害者ホットライン」：犯罪の被害に遭われた方の心の悩み等に関する相談窓口です。

³⁹ 「こうち被害者支援センター」：犯罪や交通事故の被害に遭った方やその家族の方の精神的なケアや悩みの解決などを支援しています。2007（平成19）年4月に被害者支援の拠点として設立され、同年7月に高知県よりNPO法人に認証されています。なお、2012（平成24）年に高知県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定され、2014（平成26）年には、高知県より認定NPO法人（寄附金税額控除対象法人）に認定されています。

図 14 犯罪被害者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
【複数回答】



(2) 推進方針

犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を市民全体で支え、安心して生活できる社会の実現を図ります。

- ①犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発の推進
- ②犯罪被害者等への相談・支援体制の充実

(3) 今後の取組

犯罪被害者等の受けた被害を察する心や、相手の気持ちになって考えられる力を身に付ける教育・啓発を推進するとともに、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実を図ります。

ア 教育

誰もが犯罪被害者等になる可能性があることに気付かせるとともに、二次被害を起こすことのないよう、犯罪被害者等の気持ちに共感できる力を育む教育を推進します。

(ア) 就学前教育

一人ひとりの違いや多様性に気付くとともに、互いを認め合う保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

情報を正しく読み取り、他者を思いやる教育を推進します。

(ウ) 社会教育

各種学級等において、他者を思いやる教育や相手の立場になって考える教育の充実のための支援を行います。

イ 啓発

犯罪被害者等のおかれている状況や支援の必要性について、市民等の理解を促進するため、様々な広報媒体を通じて効果的な啓発活動を推進します。

ウ 犯罪被害者等への相談・支援体制

犯罪被害者等からの相談窓口として適切に対処するとともに、国、県及びその他の関係機関並びに民間の被害者支援団体等と連携した取組を行います。

【企業等に期待する取組】

犯罪被害者等に偏見を持たず、支援する取組を期待します。

- ☐ 犯罪被害者等が職場内で人権侵害にあわない環境づくり
- ☐ 須崎市や県が実施する犯罪被害者等に関する教育・啓発活動への参加と協力

【市民に期待する取組】

犯罪被害者等に対して、二次的被害を起こすことのないように期待します。

- ☐ 須崎市や県が実施する犯罪被害者等に関する教育・啓発活動への参加と協力
- ☐ 犯罪被害者等への配慮

9 インターネットによる人権侵害

情報・通信手段が発達し、社会の高度情報化が急速に進むなか、誰もが容易にインターネットの利用ができるようになるなど、利便性が向上した反面、近年、インターネットの匿名性を悪用し、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や電子掲示板に他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する事例が増加しています。

2002（平成14）年に制定された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）では、インターネット等による情報の流通により権利の侵害があった場合のプロバイダ等の責任や、発信者情報の開示を請求する権利などが定められました。

法の施行に合わせて、被害者がプロバイダ等に対して当該侵害情報の送信防止措置を依頼する手続きなどを定めた「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」が同年（2002（平成14）年）に決定されましたが、2004（平成16）年の同ガイドライン一部改定により、重大な人権侵害事案については、法務省人権擁護機関がプロバイダ等に対し当該侵害情報の削除要請を行うことができるようになりました。

2022（令和4）年10月には、誹謗中傷等を投稿した者の特定や被害者の迅速な救済に向け、投稿した者の特定情報の開示範囲の拡大や、裁判手続きの簡略化が盛り込まれた改正同法が施行されました。

また、2024（令和6）年には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に改められ、同法が施行される2025（令和7）年からは、インターネット上での誹謗中傷等の防止及び被害の迅速・確実な救済のため、大規模プラットフォーム事業者に対して、対応の迅速化、運用状況の透明化に係る措置が義務づけられるなど、インターネット誹謗中傷対策が総合的に推進されることとなります。

2009（平成21）年には、総務省が「違法・有害情報相談センター」を設置し、法律や各種ガイドライン等の相談の受付が開始されるとともに、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が施行され、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化するなどの対策が行われています。

また、性的な画像等をその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板などに公表することにより、被害者が大きな精神的苦痛を受ける被害が発生しています。こうした状況を受け、2014（平成26）年には、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）が施行され、警察等において、相談支援や画像等の削除支援などが行われています。

（１） 現状と課題

県では、2018（平成30）年4月に青少年保護育成条例の一部を改正し、監護する青少年に対しての保護者の役割や学校並びに青少年の育成に携わる関係者及び関係団体の役割を明らかにして、子どもたちがインターネットを適切に活用する能力を身につけられるように取組を進めています。

県教育委員会では、インターネット上の不適切な書き込み等を監視する「ネットパトロール」を実施し、問題の早期発見・早期対応に努めています。

2022（令和4）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、関心がある人権問題として

「インターネットによる人権侵害」の割合が、55ポイントと第1位であり、2024（令和6）年度に須崎市が実施した「人権に関する市民意識調査」では「インターネットによる人権侵害」に関する人権上の問題点として、「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」、「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」、「知らない間に自分の事が掲載されている」、「差別を助長する表現を掲載する」などが上位になっています。（図 15・図 16）

インターネットによる人権侵害の特徴は、加害の容易性、匿名性、被害の急速・拡大化、被害の回復の困難性にあります。画面の向こうに、自分と同様に人権のある他者の存在を意識することが求められています。

図 15 日本の社会における人権にかかわる問題として、あなたが関心のあるものはどれですか。
（「高知県 人権に関する県民意識調査 令和5年2月」から抜粋）

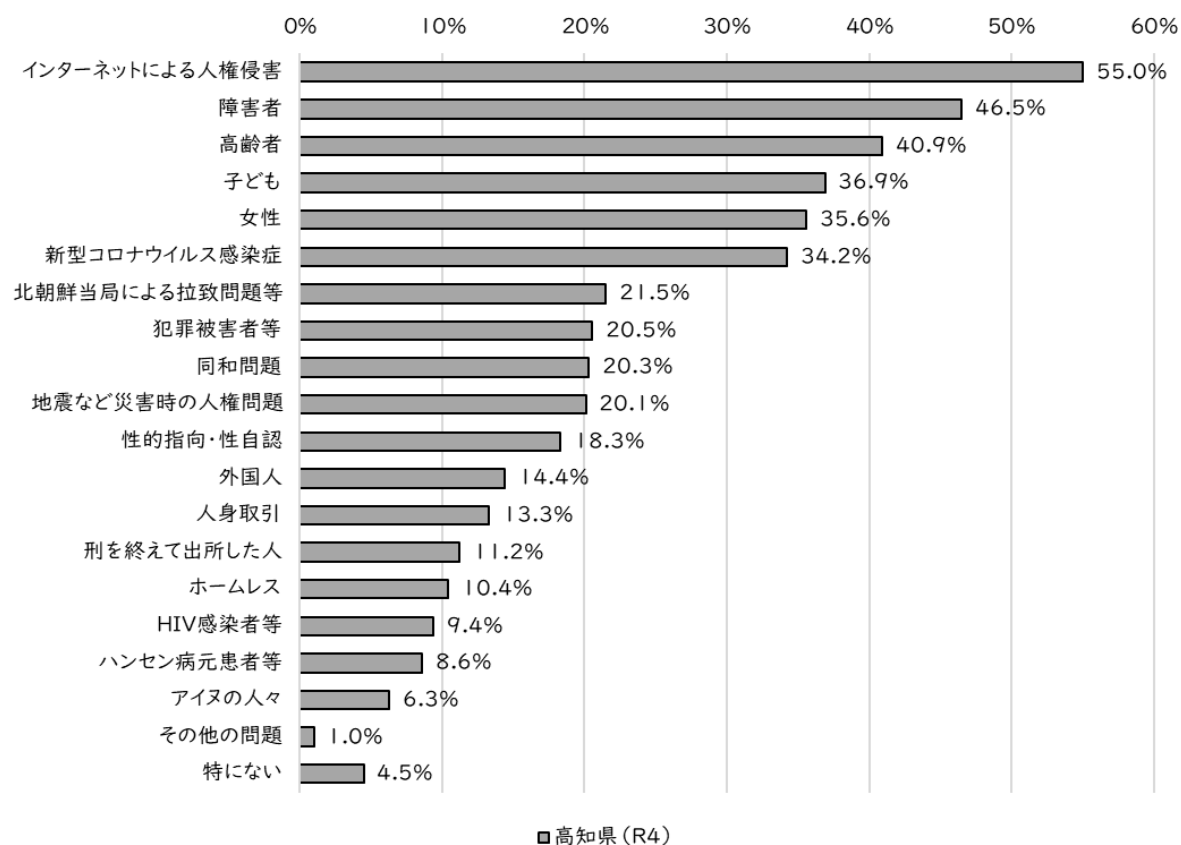
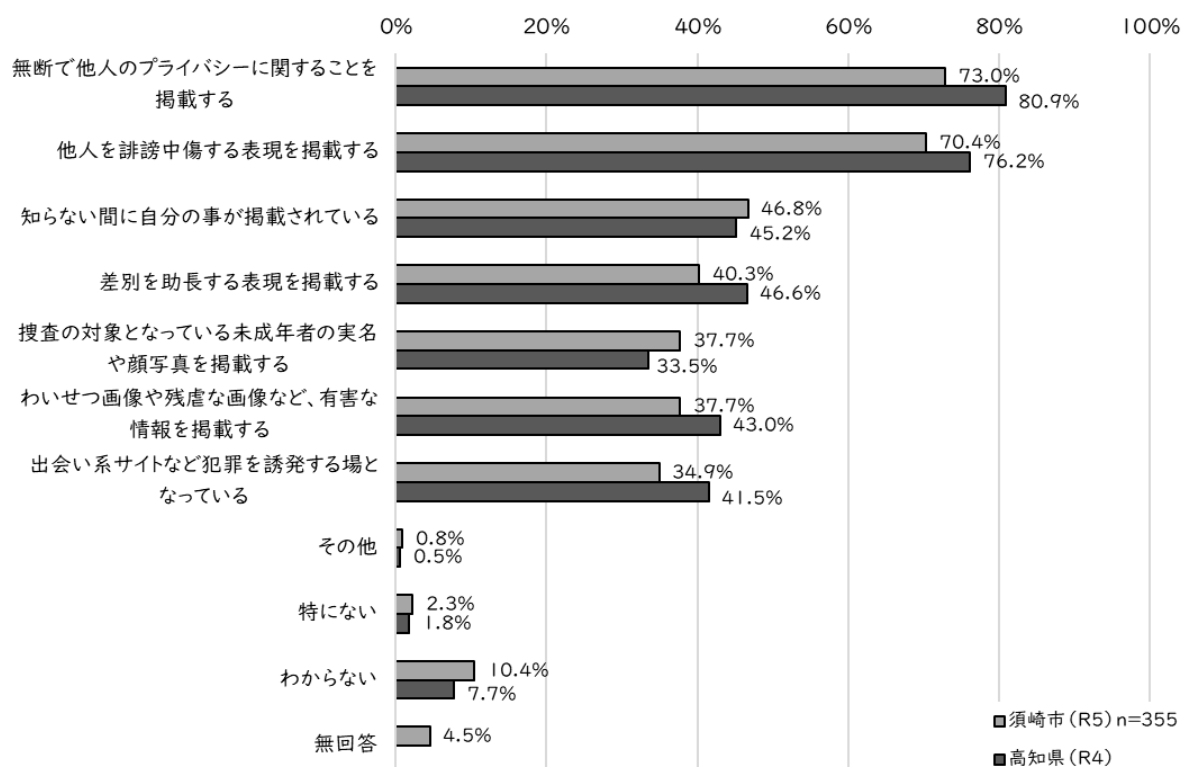


図 16 インターネットによる人権侵害に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。【複数回答】



(2) 推進方針

インターネットによる人権侵害について、その予防と対応に努め、被害者にも加害者にもならない安心して生活できる社会の実現を図ります。

- ①インターネットによる人権侵害を予防するための教育・啓発活動の推進
- ②インターネットによる人権侵害のおそれのある書き込みなどについての対応策の周知
- ③インターネットに関する相談・支援体制の充実

(3) 今後の取組

インターネットによる人権侵害を予防するための教育や啓発を進めるとともに、起こった場合の対応等についての周知を進めます。

ア 教育

インターネットによる人権侵害への予防と対応に努め、誰もが被害者にも加害者にもならない安心して生活できる社会の実現のため取組を推進します。

(ア) 就学前教育

一人ひとりの違いや多様性に気付くとともに、互いに認め合う保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

インターネット機器やSNS等の適正な利用に関して理解を深めるための情報モラル教育や、日常的に互いを尊重する関係を育む教育を推進します。

学級活動やホームルーム活動、児童会・生徒会活動を通して、ネット問題やその解決について子どもが主体的に話し合い、適切なネット利用のためのルールづくりを進めていくなどの取組を推進します。

(ウ) 社会教育

社会教育関係講座や各種団体などにおいて、デジタルリテラシーに関する理解を促進し、インターネットやスマートフォン等の適切な利用を図るため、情報の提供や学習機会の充実に努めます。

イ 啓発

インターネットの便利さに潜む危険性について正しく理解し、利用者一人ひとりが正しい利用方法等について理解できる啓発活動を推進します。

須崎市が主催する講演会などを通じて、市民が被害者にも加害者にもならないための、正しい知識と対応力を身に付ける啓発を図ります。

広報誌やホームページ等を活用した広報を実施するとともに、市民にわかりやすく、実践につなげることができる内容の啓発パンフレットなどを作成し、配布します。

ウ インターネットによる人権侵害のおそれがある書き込みなどへの対応

インターネットによる人権侵害が起こった場合の迅速な対応方法を周知するとともに、警察や法務局などの関係機関と連携しながら、削除要請、被害者の心のケアなど、迅速かつ適切な対応に努めます。

(ア) 関係機関との連携

県や警察、法務局などの関係機関と連携しながら、書き込みがあった場合は、迅速かつ適切な対応に努めます。

(イ) インターネットのモニタリング等

インターネットを利用した部落差別の被害の防止に向けて、インターネットのモニタリングを実施し、差別投稿の削除の要請を行います。

また、インターネット上の部落差別投稿の抑止につなげるための情報発信に取り組みます。

(ウ) 相談・支援体制の充実

インターネットを利用した差別投稿や誹謗中傷の被害に関する相談窓口の設置などの取組を推進します。

「ネットパトロール」において、インターネット上に不適切または問題のある書き込みが発見された場合、サイト管理者やプロバイダ等への削除依頼について、学校に対して助言、支援を行います。また、児童生徒の生命に関わるものや、緊急・早期の対応等が必要な投稿を検知した場合は、関係機関が連携して迅速な対応に努めます。

また、子どもたちにかかわる課題が複雑化・多様化する中で、子どもをはじめ、保護者や教職員等の相談に広く対応できるよう、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの全公立学校への配置や相談しやすい環境の整備を行います。

【企業等に期待する取組】

インターネットによる人権侵害についての認識・知識を深める取組を期待します。

- ☐ 職場におけるインターネットによる人権侵害に関する自主的な研修の取組
- ☐ 須崎市や県が実施するインターネットによる人権侵害に関する講演会や研修会への積極的な参加と協力
- ☐ プロバイダ等については、削除要請があった場合の迅速な対応

【市民に期待する取組】

被害者にも加害者にもならないために、ルールを守ったインターネットの利用を期待します。

- ☐ 家庭や地域における自主的な学習の取組
- ☐ 須崎市や県が実施するインターネットによる人権侵害に関する講演会や研修会への積極的な参加と協力

10 災害と人権

国は、災害や復興における人権課題については、2005（平成17）年に、「防災基本計画」に男女共同参画の視点を初めて盛り込むとともに、「男女共同参画基本計画」（第2次）において、新たな取組を必要とする分野の一つとして、防災（災害復興を含む）を位置づけています。

また、「男女共同参画基本計画」（第5次）（2020（令和2）年12月、閣議決定）では、「防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進」を重点分野の一つと位置づけ、非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護の女性への集中や、配偶者等からの暴力・性被害・性暴力の発生といった問題が顕著にあらわれるため、「平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められる」としています。

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災では、避難生活のなかで、特別な支援や配慮を必要とする災害時における要配慮者⁴⁰や女性への配慮が行き届かない状況が問題になりました。避難所によっては、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで、当然のように食事準備や清掃等を割り振られたりしたところも見られました。

こうした状況を踏まえ、2011（平成23）年12月及び2012（平成24）年9月の中央防災会議において、「防災基本計画」が修正され、避難所での女性や子育て家庭のニーズへの配慮、応急仮設住宅の運営管理及び復旧・復興の場における女性の参画の推進等が位置づけられました。

また、要配慮者が、避難所のハード面の問題や他の避難者との関係などから、自宅での生活を余儀なくされるなど、様々な課題が浮き彫りになったことから、2013（平成25）年「災害対策基本法」が改正され、市町村等に避難所における良好な生活環境の確保に努めることが求められるようになりました。この取組の具体化に向け「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が策定されました。

福島第一原子力発電所事故により、周辺住民への避難先における風評に基づく差別的扱いや学校での子どもへのいじめなど、根拠のない思いこみや偏見による人権侵害の深刻な事案が発生しました。こうした事態を受け、2017（平成29）年に「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」で避難している児童生徒に対するいじめ防止のための対策が法律に位置づけられ、「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定にも盛り込まれました。しかし、東京2020オリンピック競技大会の聖火リレーが被災地福島からスタートするにあたり、事故から9年経ってもなお被災者に対するいやがらせやいじめ等が続いています。法務省の人権擁護機関では、風評に基づく差別的取扱いなど、震災等に伴って起こる様々な人権問題について対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防ぐため、シンポジウムの開催や、人権啓発動画の掲載等の各種啓発活動とともに、相談、調査救済活動に取り組んでいます。

⁴⁰ 「要配慮者」：「災害対策基本法」第8条第2項第15号において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と規定されています。

(1) 現状と課題

県では、近い将来、南海トラフ地震の発生が予想されており、2008（平成20）年に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」が制定されています。

この条例に基づき、県では、高知県南海トラフ地震対策行動計画を策定し、「命を守る」対策、助かった「命をつなぐ」対策、「生活を立ち上げる」対策に取り組んでいます。この取組の中では、若年層や女性等の主体的な参画による地域防災力の強化、避難所における女性や性的少数者、子ども・子育て世帯への支援を盛り込んだ避難所運営マニュアルのバージョンアップといった多様性を持たせた取組や人権に配慮した取組なども位置づけています。

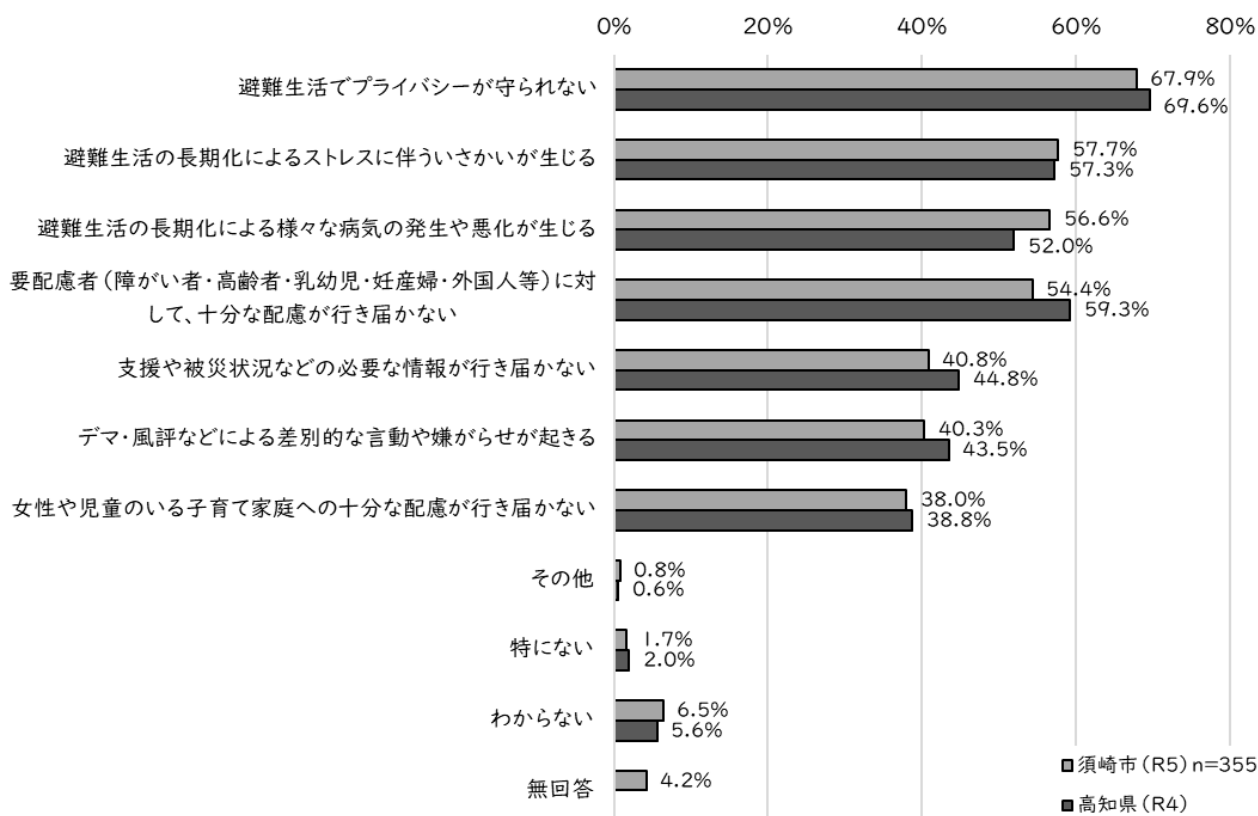
現在、須崎市では、高齢者や障害のある方など災害時要配慮者の支援対策として、避難行動要支援者⁴¹の個別避難計画作成や避難に必要な資機材を整備しています。また、2014（平成26）年4月に「須崎市避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、運営マニュアル作成や訓練実施により、運営体制の実効性の向上を図るなど、要配慮者支援対策を推進しています。

2024（令和6）年度に須崎市が実施した「人権に関する市民意識調査」では、地震など災害が起こった場合に人権上の問題点として、「避難生活でプライバシーが守られない」、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいが生じる」、「避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる」、「要配慮者に対して、十分な配慮が行き届かない」などが上位となっています。（図 17）

ハード・ソフトの両面への取組も含め、災害時や災害後においても人権に配慮した対応ができるように、全ての人のプライバシーが守られ、人権が尊重されるための取組を推進していくことが必要となっています。

⁴¹ 「避難行動要支援者」：要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のことをいいます。

図 17 地震など災害が起きた場合に、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
【複数回答】



（２） 推進方針

災害時においても、全ての人の人権が守られ、安心して生活が送れる社会の実現を図ります。

- ①災害時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進
- ②人権の視点にたった災害時の対応に関する体制づくりの推進

（３） 今後の取組

災害時も人権に配慮した行動がとれるようになるための教育・啓発を実施し、市民が安心して生活を送れるための取組を推進します。

ア 教育

災害時において、自らの命を大切にすることはもちろん、他者の命や人権も大切にした行動がとれるよう、平時から互いの違いを理解し尊重し合う態度を育む教育を推進します。

（ア）就学前教育

日々の生活を通して、命の大切さに気付くとともに、災害から身を守ることができる行動や能力を育む保育・教育を推進します。

（イ）学校教育

防災教育の実施に加え、自他の生命を尊重するとともに避難所におけるプライバシーの保護、

要配慮者等の避難所生活での配慮について、過去の事例などを活用して、地域社会の一員としての自分の在り方について考える学習を実施します。

(ウ) 社会教育

災害時に、要配慮者等の人権を尊重するための知識と対応力を身に付ける学習の充実を図ります。

イ 啓発

災害時に、全ての人の人権が適切に守られるよう、市民一人ひとりが人権への配慮についての認識を深める啓発活動を推進します。

企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、災害時においても人権が守られ安心して生活が送れるよう、人権への配慮についての啓発活動を推進します。

防災・減災・復興に女性の声を反映するため、地域で活動する人材を育成し、その活動を支援します。

広報誌・ホームページ等を活用し、災害時の人権への配慮についての広報活動を実施するとともに、情報・資料の提供を行います。

ウ 災害時の対応

災害時の相談、支援、情報伝達、避難所運営や、避難行動要支援者対策などに当たっては、人権に十分配慮しながら実施します。

福祉避難所への入所前、又は諸般の事情等により福祉避難所に入所ができずに一般の避難所に避難する要配慮者が安心して過ごせるように、要配慮者スペースの確保や、要配慮者の特性に応じた支援策をまとめた要配慮者対策マニュアルのバージョンアップを進めます。

さらに、災害時に一人では避難することが困難な避難行動要支援者の個別避難計画について、避難行動要支援者の状況を把握している福祉専門職の参画を促進し、より効果的な計画作成を進めます。併せて、個別避難計画に基づく訓練を実施し、計画の実効性向上を図ります。

また、福祉避難所において、資機材整備や訓練実施により運営体制の実効性の向上に取り組みます。

【企業等に期待する取組】

災害時に、命を守り人権を尊重する体制づくりを促進することを期待します。

- ☐ 職場における災害と人権に関する自主的な研修の取組
- ☐ 須崎市や県が実施する災害と人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

【市民に期待する取組】

災害時の人権への配慮についての認識を深め、市民一人ひとりが配慮ある行動をすることを期待します。

- ☐ 災害時の特別な状況においても、人権意識を持って対応できるよう、日常から災害時に特に配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児や女性等への配慮
- ☐ 身近なところでの学習会開催や訓練参加などの自主的な取組
- ☐ 須崎市や県が実施する災害と人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

1 1 性的指向・性自認

人の恋愛や性愛の対象（性的指向）は様々で、異性愛の人、同性愛の人、両性愛の人などがいます。また、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識、いわゆる性自認（心の性）が一致しないため、社会生活に支障が生じる性同一性障害の人もいます。こうした多様な性に対する無関心や誤った認識が、差別や偏見を生み出し、性的少数者が、職場や学校などで不適切な扱いを受け、生きづらさを感じていることがあります。

2024（令和6）年度に須崎市が実施した「人権に関する市民意識調査」では、性的指向や性自認に関する人権上の問題点として、「差別的な言動をされる」が約半数にのぼるほか、「性的指向や性自認などについて、本人の了承なく他人に漏らす」、「職場や学校等で嫌がらせやいじめを受けること」、「就職や就学で不利な扱いを受けること」などが上位となっています。（図 18）

国の動きとしては、2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」で、一定の要件を満たせば、性別の変更ができるようになりました（2008（平成20）年の改正により条件を緩和）。

また、「第5次男女共同参画基本計画」（2020（令和2）年12月閣議決定）では、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人々への対応として、多様性を尊重する社会全体の環境づくりに向けた人権教育・啓発活動の促進や相談体制の充実等が盛り込まれ、また、2017（平成29）年には厚生労働省が、「男女雇用機会均等法」第11条に基づく「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（2018（平成28）年厚生労働省告示）において、性的指向または性自認に関するセクシュアル・ハラスメントも対象となると明示しました。

さらに、2023（令和5）年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティ⁴²の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

加えて、県内外の自治体において、同性カップルを婚姻に準ずるパートナーと認めるなど、性的少数者の権利を保障する取組が広がっています。

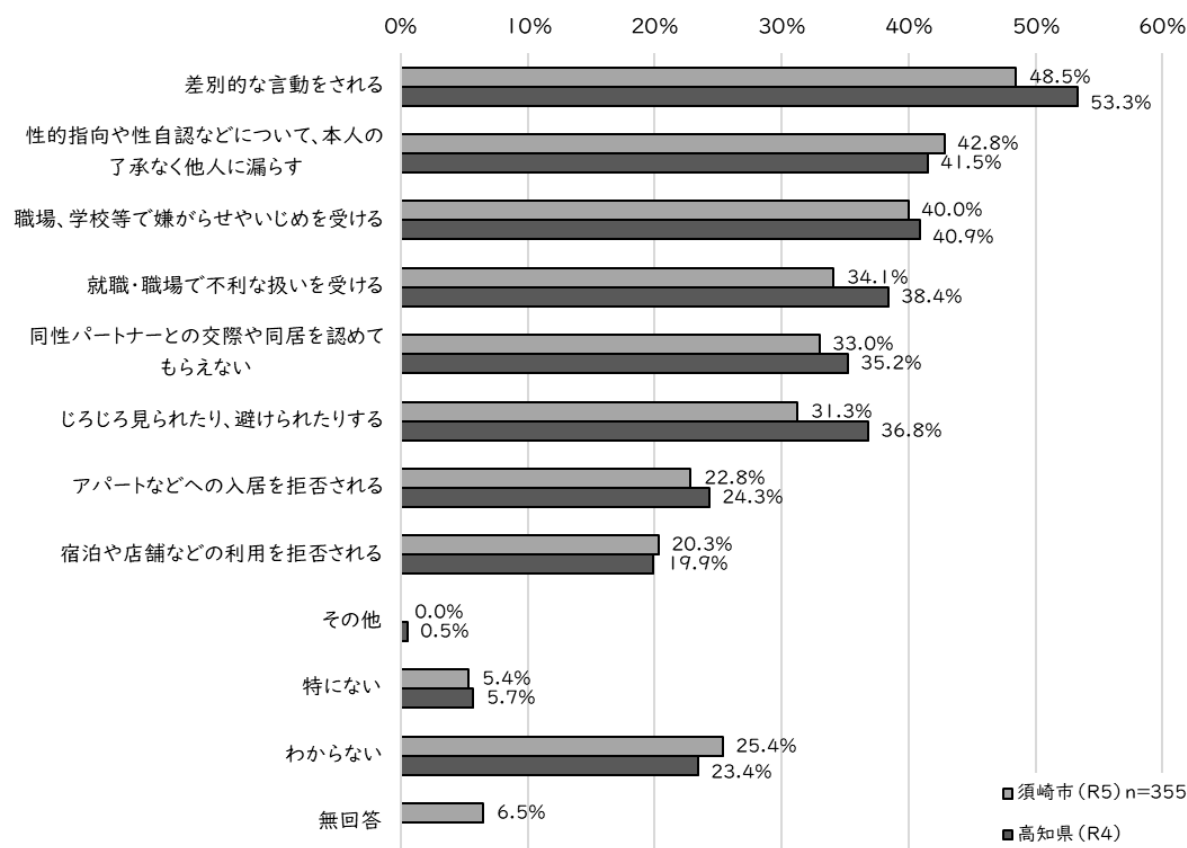
2015（平成27）年4月に文部科学省は、性同一性障害や性的少数者の児童生徒への対応にあたっての具体的な配慮事項等をまとめた「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を都道府県等に通知しました。

また、いじめ防止対策推進法に基づく「いじめ防止等のための基本的な方針」を2017（平成29）年に改定し、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ防止への対応を明示し、2022（令和4）年の「生徒指導提要」の改訂においても、「性的マイノリティ」に関する理解と学校における対応を追記しました。

さらに、令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されたことを踏まえて、学校における理解の増進について各教育委員会等にも通知を発出しています。

⁴² 「ジェンダーアイデンティティ」：自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいいます。

図 18 同性愛、両性愛などの性的指向や、身体の性と心の性が一致せず、自身の身体に違和感を持つなどの性自認に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
【複数回答】



(1) 現状と課題

須崎市では、性的指向・性自認に係る児童生徒への教職員の理解を深め、支援や相談体制等の充実に取り組んできました。併せて、多様な性等、自他の違いを尊重し合い、いじめや差別を許さない学級・ホームルームづくりに向けた実践を推進してきました。

また、市民や企業に対して、性的少数者の人権に関する講演会の実施、啓発資料の配布など、この問題に対する理解や認識を深める取組を行っています。

2022（令和4）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、関心のある人権問題として、性同一性障害と性的指向を挙げた合計は18.3%と県民の関心も高まってきています。

このことから、性的指向や性同一性障害の差別待遇や強制・強要などの問題を抱える人を相談窓口につなげる取組を行う必要があります。

また、2024（令和6）年度に須崎市が実施した「人権に関する市民意識調査」において、性的指向や性自認に関する人権上の問題点を問う設問で、「わからない」の回答割合が25.4%となっていることから（図 18）、性的指向・性自認などの性の多様性についての理解を深めるための取組を行う必要があります。

(2) 推進方針

社会全体が、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、多様性が尊重される社会の実現を図ります。

- ①性の多様性についての理解を深めるための教育・啓発の推進
- ②性的指向や性自認を理由とした偏見や差別に対する相談や支援体制の充実

(3) 今後の取組

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくするために、多様な性について理解を深める教育・啓発を推進し、誰もが自分の性を尊重され、「自分らしく」生きられるよう相談・支援体制の充実を図ります。

ア 教育

多様な性について理解を深め、性の多様性を尊重した教育を推進します。

(ア) 就学前教育

一人ひとりの違いや多様性に気付くとともに、互いに認め合う保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

児童生徒の発達段階に応じ、多様な性について理解を深め、互いを尊重する心と態度を育む教育を推進します。

また、多様な性に対する教職員自身の理解を深め、児童生徒に適切な支援を行えるよう校内支援体制の充実を図ります。

(ウ) 社会教育

社会教育関係講座や各種団体などにおいて、性的指向及び性自認に関する理解を深めるため、情報の提供や学習機会の充実に努めます。

イ 啓発

性の多様性についての理解を深める広報や啓発活動に取り組みます。

各種講演会や研修の開催などの催し等を通じて、性の多様性についての理解を深める啓発活動を行うとともに、広報誌・ホームページ等を活用して広報活動を行います。

ウ 性的指向や性自認を理由とする偏見や差別に対する相談・支援体制の充実

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別に対する相談窓口として適切に対処するとともに、その他の関係機関等と連携しながら、途切れることのないきめ細かな支援を実施します。

【企業等に期待する取組】

性の多様性について理解を深め、適切な配慮がなされるよう積極的な取組を期待します。

- ☐ 性的指向や性自認を理由とする偏見や差別がなく、働きやすい職場環境づくり
- ☐ 性の多様性を理解するための企業における自主的な研修の実施

□ 須崎市や県が実施する性の多様性に関する教育・啓発活動への参加と協力

【市民に期待する取組】

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別を解消するための自主的な取組を期待します。

□ 身近なところでの学習会や交流会開催・参加など、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を解消する自主的な取組

□ 家庭生活、地域の活動における性的指向や性自認を理由とした偏見や差別の解消など、日常生活における実質的な多様性の実現

□ 須崎市や県が実施する性の多様性について理解を深める教育・啓発活動への参加と協力

1 2 様々な人権課題

これまでにあげた個別の人権課題のほかにも、次のような人権課題があります。

なお、こうした人権課題についても、国や県、他市町村等と連携を図りながら須崎市の状況に応じて取り組んでいきます。

(1) アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っていますが、特に近代以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していくうえでの重要な基盤が失われつつあります。

1997（平成9）年「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行され、2019（平成31）年4月には、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められている「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立し、2019（令和元年）5月に施行されました。

いまだにアイヌの人々に対する正しい理解が十分でなく、様々な偏見や差別が残っているため、アイヌの人々の歴史や文化を正しく理解し認識を深め、偏見や差別の解消を目指して、啓発等が行われています。

(2) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。こうした人たちに対する偏見や差別をなくすため、毎年7月に「社会を明るくする運動」⁴³が実施されるなど、様々な取組が行われています。

また、2016（平成28）年12月に、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が施行され、2017（平成29）年12月には、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

また、同法に基づき策定した第二次「再犯防止推進計画」が2023（令和5）年3月17日に閣議決定され、「就労・住居の確保等」や「民間協力者の活動の促進等」「地域による包摂の推進」等が重点課題として位置付けられました。

県では、国の計画を踏まえ、県の実情を考慮し、基本的な方向性や県の施策等を定めた「地方再犯

⁴³ 「社会を明るくする運動」：この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。1951（昭和26）年に法務府（現法務省）は、「社会を明るくする運動」と名付け取り組むことにしました。なお、第60回（2010（平成22）年）からは、新名称「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」が定められています。

防止推進計画」が策定され、刑を終えて出所した人が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、再犯の防止等に関する取組が推進されています。

（３） 北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による日本人拉致は、重大な人権侵害です。

2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権法）が施行されました。この法律は、国や地方公共団体が、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとしており、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。

拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会をあげて取り組むべき課題とされるなか、この問題についての関心と認識を深めていく取組や啓発が行われています。

（４） ホームレス

自立の意思がありながら、様々な事情から、路上での生活を余儀なくされる人々が多数存在しています。ホームレスの人々は偏見や差別の対象になることがあり、嫌がらせや暴行事件なども発生しています。

こうしたホームレスの人々の自立を支援するために、2002（平成14）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、翌2003（平成15）年には、法律に基づき「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定しています。

同法に基づき、2018（平成30）年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動や人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することなどが盛り込まれています。

地域社会においてもこの問題についての理解を深めるとともに、ホームレスの人々の自立支援等に努めることが求められており、そのための取組や啓発が行われています。

（５） 人身取引

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。特に女性や子どもなどが被害者となる場合が多く、日本でも、外国人（特に女性）が強制的に連れてこられ、劣悪な環境・条件で労働を強いられているという事例が報告されており、日本は人身取引の受入国の一つとして、国際社会から批判を受けています。

国は、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府が一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策をさらに推進するため、2004（平成16）年に「人身取引対策行動計画」、2009（平成21）年に「人身取引対策行動計画2009」を策定、2022（令和4）年12月には「人身取引対策行動計画2022」を策定し、関係省庁が協力してこの問題に取り組んでいます。

(6) 職場におけるハラスメント

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの職場におけるハラスメントは、働く人の個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することへの妨げになるものです。ハラスメントは、身近な職場の問題であり、時として、企業の価値に大きく関わってきます。

労働施策総合推進法（パワハラ防止法）の改正により、2020（令和2）年4月から大企業の事業主に、2022（令和4）年4月から中小企業の事業主に、職場におけるパワー・ハラスメントの防止対策が義務づけられました。あわせて、労働者が事業主にハラスメントに関する相談をしたこと等を理由とする不利益の取扱いの禁止など、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました。また、厚生労働省では、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマー・ハラスメント）について、労働施策総合推進法に基づくパワー・ハラスメント防止のための指針において事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組を定め、「カスタマー・ハラスメント対策企業マニュアル」やポスター等を活用した周知・啓発を実施しています。

法律で規定されている職場におけるハラスメントは、他にも、男女雇用機会均等法でセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産に関するハラスメント、育児・介護休業法で育児休業・介護休業・子の養育・家族の介護に関するハラスメントがあります。

職場での様々なハラスメントについては、労働者の人権を守るため、行政機関や企業等において、ハラスメント問題の認識を深める啓発・研修や、相談窓口の設置などの取組が行われています。

(7) 他の人権課題

この他にも、自死遺族に対する人権侵害、貧困問題、プライバシーや個人情報の保護などの人権課題があり、これらの人権課題に関する取組が行われています。

第5章 推進体制

1 推進体制等の整備

須崎市は、人権に関する全庁的な推進体制を整備するとともに、県やその他の公的機関、企業、関係団体との緊密な連携を図り、この計画に基づく人権教育・啓発を積極的に推進します。

（１） 須崎市の推進体制

須崎市においては、市長を委員長としてその他管理職等の職員で組織している「須崎市人権施策推進委員会」を中心に、関係課等相互の連携・協力のもと、人権施策を総合的かつ効果的に推進します。

（２） 市の責務と県及び関係機関との連携

1998（平成10）年に須崎市が策定した「須崎市人権尊重の社会づくり条例」では、市の責務を「人権が尊重される社会の環境づくりを図るとともに、人権意識の高揚を目的とする教育及び啓発に関する施策を積極的に推進し、須崎市の行政のあらゆる分野において人権に配慮し、人権尊重の意識の醸成及び高揚に努めなければならない。」と定めています。

須崎市では、地域住民の人権意識を高めるための啓発、研修事業等を実施しています。また、須崎市が設置している人権交流センターは、市民に身近な人権関連施設として、地域における人権啓発や人権相談などを行っています。

また、人権啓発活動の拠点である（公財）高知県人権啓発センターの講師派遣事業等の取組を活用するなど、積極的に連携・協働していきます。

（３） 市民、企業等との連携・協働

全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりのためには、市民自らがその担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めることが重要です。よって、市民一人ひとりが生涯を通じて人権について学び、学んだことが生かせるようにするために、学校、家庭、地域社会、職場などにおいて、人権教育・啓発活動の機会を設けていくとともに、市民の自発的な取組を支援していきます。

さらに、人権意識の高揚のためには、行政だけでなく、企業やNPOなどによる自主的・主体的な活動が不可欠であり、須崎市はこれらの活動との連携・協働を積極的に図っていきます。

2 人権施策の点検と見直し

(1) 人権に関する実態の報告と公表

県は、「高知県人権尊重の社会づくり条例」第2条第2項に基づき、県民の人権意識の高揚を図るため、県内の人権侵害の事例と対応内容等について、毎年度、県のホームページ等において県民に周知することとなっていることから、須崎市での人権侵害の事例と対応内容等について県に報告することで、市民に周知します。

(2) 人権施策の取組の点検

この総合計画に掲げる須崎市の取組については、「須崎市人権施策推進委員会」においてPDCAサイクルによる進捗管理を行い、「須崎市人権尊重の社会づくり協議会」に報告します。

(3) 「人権に関する市民意識調査」の実施

これまでの人権施策の成果や課題などについて検証を行うとともに、今後の人権施策推進の基礎資料とするため、須崎市は必要に応じて「人権に関する市民意識調査」を実施します。

なお、この調査結果については、ホームページ等において市民に公表します。

(4) 総合計画の見直し

須崎市は、人権を取り巻く社会情勢等の変化などを踏まえ、「須崎市人権尊重の社会づくり協議会」の意見を聴くとともに、「人権に関する市民意識調査」の結果や、県の「高知県人権施策基本方針」などを参考として、須崎市人権施策総合計画を5年ごとに必要な見直しを行うこととします。

須崎市人権尊重の社会づくり協議会委員名簿(順不同)

No.	氏 名	所 属 等
1	梅 原 康 司	人権擁護委員
2	辻 慶 太	人権擁護委員
3	光 森 容 子	人権擁護委員
4	寺 村 廣 彦	人権擁護委員
5	森 美 弥	人権擁護委員
6	明 神 富 美	人権擁護委員
7	和 田 孝 二	部落解放同盟須崎支部
8	西 森 大 城	須崎市小中学校校長会
9	下 元 千賀子	民間保育園長代表
10	橋 本 真 記	(福)須崎市社会福祉協議会
11	池 田 賢 一	公 募
12	岡 田 要 助	人権交流センター運営審議会
13	日 高 輝 男	須崎市人権教育研究協議会

須崎市行政の人権に関する相談窓口一覧

(相談時間 月～金 8:30～17:15 祝日除く)

市外局番 (0889)

相談区分	相談内容	担当課	連絡先
人権全般	人権全般に関すること 差別事象に関すること	人権交流センター	42-1420
同和問題	同和問題に関すること		
女性	DV被害に関すること 女性の人権侵害に関すること 職場におけるセクシュアル・ハラスメント		
子ども	子どもの虐待に関すること 子育てに関するトラブルや子育てでの悩み	子ども・子育て支援課	42-1229
	子どもの障害に関すること	福祉事務所	42-3691
	不登校やいじめ、学校生活全般について	学校教育課	42-5291
高齢者	高齢者福祉全般について	長寿介護課	42-1205
障害者	障害のある人やその家族が抱える権利擁護、保健医療及び社会復帰、自己決定能力支援について 合理的配慮の提供に関すること	福祉事務所	42-3691
感染症患者等	エイズ・HIV・ハンセン病・その他感染症に関すること	健康推進課	42-1280
外国人	外国人の人権に関すること	人権交流センター	42-1420
犯罪被害者等	犯罪被害に関すること	福祉事務所	42-3691
インターネットによる人権侵害	インターネットによる人権侵害に関すること全般	人権交流センター	42-1420
災害と人権	災害時の人権への配慮について	防災課	42-1236
性的指向・性自認	性的指向や性自認を理由とする悩みや問題に関すること	人権交流センター	42-1420

須崎市 人権交流センター

〒785-0016 高知県須崎市栄町8番32号

電話：(0889) 42-1420

FAX：(0889) 42-1428